

令和 5 年 9 月 定 例 会  
予算決算委員会記録 【決算の部】

令和 5 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分  
全員協議会室

- 付託案件
- 決算第 1 号 令和 4 年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を  
求めることについて
  - 決算第 2 号 令和 4 年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第 3 号 令和 4 年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の  
認定を求めることについて
  - 決算第 4 号 令和 4 年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第 5 号 令和 4 年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の  
認定を求めることについて
  - 決算第 6 号 令和 4 年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第 7 号 令和 4 年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第 8 号 令和 4 年度有田市立病院事業会計決算の認定を求める  
ことについて

出席委員 成川 満委員長・花野仁志副委員長  
西口正助委員・福永広次委員・生駒三雄委員・堀川 明委員  
児嶋清秋委員・岡田行弘委員・池田敦城委員・小西敬民委員  
中西登志明委員。一ノ瀬敦子委員・川島 強委員・武田豊治委員  
  
上山寿示議長

当 局  
経営管理部 嶋田博之経営管理部長・早川ちひろ経営管理部理事  
脇村哲弘経営管理部理事・山本芳規経営企画課長  
福永晃久病院企画室長・中尾一之防災安全課長  
桃井克博秘書広報課長・吉野清誠総務課長  
若松伸行税務課長・山原正義まちづくり係長  
谷中祐子財政係長・酒井宗博防災安全係長  
生駒卓司秘書広報係長・嶋田真也人事係長  
西川明伸管財係長・濱口 裕総務係長

福田典久主査・尾藤寿彦資産税係長  
 南村敏嗣収納係長・上野山緑市民税係長  
 市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・大松満至市民福祉部理事  
 竹中春輝市民課長・石井哲也生活環境課長  
 御前一晃こども課長・網谷彰洋福祉課長  
 福永康一保険年金課長・吉野有美健康推進課長  
 山崎希恵高齢介護課長・桑原伸浩市民課主幹  
 宮井美恵こども課主幹・上野山猶哉保険年金課主幹  
 松村恵美市民係長・上田章二生活環境係長  
 山野 章清掃センター長・田中康元子育て推進係長  
 前川加津こども家庭支援係長・坂部美紀福祉相談係長  
 竹中みのり障害福祉係長・上村泰広民生係長  
 山下満智子保険年金係長・田中育美健康企画係長  
 経済建設部 梶谷まりえ保健指導係長・伊藤めぐみ介護保険係長  
 上田敏寛経済建設部長・梅本陽子経済建設部理事  
 石井滝称ふるさと創生室長・児嶋利樹産業振興課長  
 児嶋信毅建設課長・泉 泰朗都市整備課長  
 宮崎仁美ブランド推進係長・南村啓太商工観光係長  
 高野芳隆水産係長・田中穂積みかん農政係長  
 北裏展之工務係長・嘉藤峰征公共建築係長  
 出納室 森川高行会計管理者  
 教育委員会 伊藤正人教育次長・松村尚彦教育総務課長  
 谷輪吉伸給食センター長  
 消防本部 武田一之消防本部次長  
  
 議会事務局 田中 聡局長・石井義人次長・大谷真也書記

開会 午前10時00分

○成川委員長： 開会あいさつ

○成川委員長： 決算第1号、令和4年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を  
 求めることについて、当局の説明を求めます。

決算第1号、令和4年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を  
 求めることについて

歳入関係の説明

若松税務課長：第1款 市税の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

#### 若松税務課長：第2款 地方譲与税の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○児嶋委員： 少し減少していると思いますが、EV車が増えてきたら減少する傾向にあるのでしょうか。

○若松税務課長： 減少している要因に、おそらくそういう可能性もあるかなとは思っています。ただ、国税なので、状況については分からないところがございます。

○児嶋委員： 了解しました。

○成川委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

#### 若松税務課長：第3款 利子割交付金の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

#### 若松税務課長：第4款 配当割交付金の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

#### 若松税務課長：第5款 株式等譲渡所得割交付金の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員：なし。

**若松税務課長：第6款 法人事業税交付金の説明**

○成川委員長：説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員：なし。

**山本経営企画課長：第7款 地方消費税交付金の説明**

○成川委員長：説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員：なし。

**山本経営企画課長：第8款 環境性能割交付金の説明**

○成川委員長：説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員：なし。

**山本経営企画課長：第9款 地方特例交付金の説明**

○成川委員長：説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員：なし。

**山本経営企画課長：第10款 地方交付税の説明**

○成川委員長：説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員：なし。

**山本経営企画課長：第11款 交通安全対策特別交付金の説明**

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

**山本経営企画課長：第12款 分担金及び負担金の説明**

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

**山本経営企画課長：第13款 使用料及び手数料の説明**

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

**山本経営企画課長：第14款 国庫支出金の説明**

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

**山本経営企画課長：第15款 県支出金の説明**

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

**山本経営企画課長：第16款 財産収入の説明**

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

山本経営企画課長：第17款 寄付金の説明

- 成川委員長：説明は終わりました。  
次に、質疑を認めます。  
御質疑ありませんか。
- 委員：なし。

山本経営企画課長：第18款 繰入金の説明

- 成川委員長：説明は終わりました。  
次に、質疑を認めます。  
御質疑ありませんか。
- 委員：なし。

山本経営企画課長：第19款 繰越金の説明

- 成川委員長：説明は終わりました。  
次に、質疑を認めます。  
御質疑ありませんか。
- 委員：なし。

山本経営企画課長：第20款 諸収入の説明

- 成川委員長：説明は終わりました。  
次に、質疑を認めます。  
御質疑ありませんか。
- 委員：なし。

山本経営企画課長：第21款 市債の説明

- 成川委員長：説明は終わりました。  
次に、質疑を認めます。  
御質疑ありませんか。
- 西口委員：今説明を聞きましたが、これから返済が始まりますが、約20億円で年間の支払いはいくらよ。これから支払いが始まるから、予算を組むときに分かっているはずやろ。
- 山本経営企画課長：今20億と申されましたが、それに相当する有和中学校の事業債でお答えいたしますと、3年間、借入れ後の元金償還を据え置いておりまして、令和8年度から償還を開始します。約1億1,000万から1億3,000万が年間の償還額でございます。
- 西口委員：それ財源については、ふるさと納税を頼りにしているわけよな。資金についてはどうよ。

○山本経営企画課長： 起債の償還につきましては、ふるさと応援寄付金または寄付金を元にした基金を充当してございません。

○西口委員： していません。それでは何を充てるように計画しているのか。

○山本経営企画課長： 一般財源もしくは減債基金の取り崩しを想定してございます。

○西口委員： 減債基金を切り崩してやっていくと。今、いろんな意味で大きな事業を抱えています、その中でこれは今回の決算の中の数字ですが、資金の手配は減債基金を取り崩してということですが、期間は大体30年よな。

○山本経営企画課長： 有和中学校につきましては、20年の償還でございます。

○西口委員： 他のものも含めて、ずっと払っていかねばならないわけよな。自費だけでいくということやな。

しかしながら、ふるさと応援寄付を基金に積んでるけども、有和中学校に関しては取り崩さないということ。

○山本経営企画課長： 起債の償還につきましては、ふるさと応援寄付またその基金の充当はしていかない予定でございます。

○西口委員： 考えていかない予定。分かった。

○成川委員長： 念のためにお聞きしますが、一般財源から減債基金の取り崩しという充当財源ですが、減債基金に今言ってるふるさと納税から基金にお金が入っていませんか。

○山本経営企画課長： ふるさと応援寄付につきましては、使途が指定されてございます。その中に基金へ積み替えるというところはございませんので、ふるさと応援基金を原資に減債基金を積むということはしてございません。

○成川委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○池田委員： この収入未済額の一番主なところはどこですか。

○山本経営企画課長： 一般会計の歳入では、収入未済額は約1億3,000万円でございます。そのうち市税が7,500万円でございます。その他大きなものといいますと、第20款諸収入の第3項貸付金元利収入の貸付金のところでございます。

○池田委員： 歳入部分であまり委員の皆さんも触れること少ないんですけど、これめちゃくちゃ大事だと思うんですね。1億3,000万。歳入は、公平性も含めてね、やっぱり毎年毎年これぐらいの金額、令和3年度も多分1億3,000万ぐらい同じぐらいの金額だったと思うんですけど、今後どういうふうに対処していく予定なのか聞かせてください。

○若松税務課長： 市税につきましては、収納係のほうで滞納処分として、差し押さえなどをしていますが、財産がないとかで、収めきれないところがあります。

ただ収納率については、年々増加傾向で98パーセントぐらいまでなってますので、努力はしていますが、財産がなく収められず、この未収金が発生するということでございます。

今後は出来るだけ少なくなるように努力はしますが、先が見通せない状況です。

○泉都市整備課長： 過年度住宅新築資金等貸付金返還金の件でございます。

まず、この制度につきましては、同和対策関連住宅新築資金貸付事業でございまして、昭和46年度から平成8年度まで、同和対策事業の一環として持ち家施策を推進するため、貸付事業が実施されたところです。

これまで競売や納付指導などによる債権回収に加えて、不良債権処理を実施し、債権額は合

計で、収入未済額3,764万7,910円まで減少しているところでございますが、その対象者は今のところ9名でございまして、その債務者の所得を調査しまして、年金で生活されている方、また生活保護を受給されている方もいらっしゃいますので、その方の生活状況に配慮して、債権回収、返済指導に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○池田委員： 努力はしてくれているということなんですけど、やっぱり財源の確保という観点からね、歳入だから軽く考えることなく、この辺も慎重にきちっと取り組んで行く必要があると思うんで、皆さんもっと気合入れて、頑張ってくださいませんか。

○成川委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○西口委員： 今の9名で3,764万7,910円。これは市が立て替えて国へ清算したのではないのか。

○上田経済建設部長： 市から国、県へ返す分については、市のほうで早期に返してございます。あとは、市が貸し付けた方々から返還していただく分が残っているというのが歳入になるというところですよ。

○西口委員： 今、対象が9名って言ってましたが、この中で時効になっているのもあるのではないのか。

○泉都市整備課長： その9名の方に対しての時効の成立という案件は、今のところございません。

○西口委員： ないのか。期間がかなりあるのやな。本来はその方が普通に置いとけば、今までの支払いについては、回収して3月に払うのが原則よ。

それを市が国、県へ一括で払ったわけ。元々は市が国から借りているから、払うのが当たり前だと思う。それを制度を使って借りたようになっています。

やっぱり最終的にはやっぱり管理の云々があるけども、去年で数字はどれくらい動いていますか。

○泉都市整備課長： 収入未済額の推移でございまして、平成29年度は約8,270万、平成30年度は約6,430万、令和元年度は約5,040万、令和2年度は約4,130万、令和3年度は約4,000万、令和4年度はこの決算内容通りの3,760万となっております。

○西口委員： その数字でいいのか。

○上田経済建設部長： 今、西口委員がおっしゃられました4年度の動向でございまして、元金の返還金は164万4,000円程度。利子につきましては、46万となっているところでございます。

○西口委員： 今何て言ったのか。先ほどの説明と今部長が言った数字とよ。

先ほど言ったのは3,000何某が残っているわけよ。何年度が合わせて幾らと言えよ、数字がどこかに行ってしまう。そういうことだと思うけどもよ。

先ほど池田委員からもあったように、やっぱり最終的には国、県への返還は済んだけども、やっぱり管理責任よ。最終的には公平性云々の中ではきちんとやっていかないとと思うんやけど、しかしながら政策的なものがこの部分については強い。そういう部分を配慮して動かしていってくれるかな。それと、数字だけはきちんと掴んで動かしてよ。それだけ言っておきます。

○成川委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○小西委員： 今の、同和対策事業での貸付ですが、全体としてこの40年の間に借りた人のほとんどが清算できているというのは立派なもので、公平性の問題もありますし、一生懸命返した人もたくさんいますので、ぜひ話し合いをして、2代に続くか3代に続くか分かりませんが、借りた本人はお亡くなりになっている方がたくさんいらっしゃると思います。

しかし制度の追完という点では、必ず追求をしていただいて、回収をしていただくという実行をして欲しい。

これは要望でございますので、手を緩めずに毎年同じことをやるということをお願いをします。公平性の問題です。よろしくをお願いします。

○泉都市整備課長： まずは増額であったり、そういう指導は電話とか文書でいろいろやってるところです。またお亡くなりになられた、相続人や保証人に、お声掛けをして返済のほうを求めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○成川委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○池田委員： 本来、歳入と予算、決算という観点からいうと、こういう不能欠損の金額が、出てくるのがいいのか悪いのかということを見ると、これをすんなり認めるというのも我々議会としては、本来は、なかなかちょっとよいことではないのかなと思うんで、その辺も十分皆さん頭に入れていただいて、行政運営を一生懸命頑張っていたきたいなとそういうふうにあります。結構です。

○成川委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

○成川委員長： ないようですので、以上で歳入の関係部分の審議、審査が終わりました。会議の途中ですが5分休憩します。

説明員の方は入れ替わりをよろしくお願いします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時2分

○成川委員長： 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、令和4年度一般会計の決算、歳出の関係部分、第2款総務費の説明をお願いします。

- 山本経営企画課長： 歳出 第2款 総務費全般の説明
- 吉野総務課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 桃井秘書広報課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 山本経営企画課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 森川会計管理者： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 中尾防災安全課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 網谷福祉課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 泉都市整備課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 若松税務課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明
- 竹中市民課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明

○大松市民福祉部理事：歳出 第2款 総務費の関係部分の説明

○成川委員長：説明は終わりました。

会議の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○成川委員長：休憩前に引き続き会議を再開します。

第2款総務費の質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○一ノ瀬委員：成果報告書の31ページ、移住推進空き家・空き地活用補助金のところで7件ですが、今、現在空き家等の保有している物件はどれぐらいありますか。

○山本経営企画課長：登録されている空き家の軒数は約10軒でございます。

○一ノ瀬委員：これからどんどん増えていく方向になっていくのでしょうか。

○山本経営企画課長：空き家につきましては、固定資産税の納付の際にその通知の中にも、空き家バンクの登録を紹介するなどして、空き家の活用について啓発をしているところでございます。申し入れをいただいた後も、その空き家が利用可能かを確認の上、登録をさせていただきますので、老朽化などの具合によってはお断りしているものもでございます。

○一ノ瀬委員：分かりました。

県外から移住したいときにこのサイトを開いて、見ようとしたときに、物件にたどり着くまで、時間がすごくかかって、もう途中でも諦めてしまい、市の空き家バンクを使う前にも、業者さんで探したという声をよく聞きますので、これを活用してもらいやすいようなシステムを考えていってもらえたらと思います。

○山本経営企画課長：確認をして、利用しやすいように改善をまいります。

○一ノ瀬委員：よろしく申し上げます。

○成川委員長：ほかに御質疑ございませんか。

○岡田委員：成果報告書の同じく31ページで、移住交流促進事業委託料86万4,000円。これは、くらしちやる矢櫃のことだと思います。「利用者の状況や、イベントを主催して交流人口拡大に努めた」とありますが、その実績等の具体的な数字を教えてください。

○山本経営企画課長：こちらの委託料につきましては、くらしちやる矢櫃運営協議会という地元の方で構成する運営協議会が支出先でございます。今、岡田委員おっしゃる通り、その拠点施設の管理、またその地域でのイベント等の実施に対して委託したものでございます。くらしちやる矢櫃の利用者数につきましては、令和4年度は、実質利用者数が159人でございます。一組で複数日、2泊3日であるとかで泊まる場合もございますので、実人数で申し上げますと、159人がくらしちやる矢櫃を利用されてございます。

また、この令和4年度の取組といたしましては、矢櫃地区におきまして、3日間ライトアップをいたしました。それから矢櫃地区を訪れたことがない方に訪れる機会を創出するためにスタンプラリーを行ったり、箕島高校生によるカフェをこの施設で開催するなどしてござ

います。

○岡田委員： 実績を聞かされたもらいましたが、平成29年に2,000万円かけて、この施設を改築して事業がスタートしたと思いますが、今年も50万ほどこの委託料が増えていますが、これをすることで、定住に繋がったという実績はありますか。

○山本経営企画課長： 令和元年度に利用された方1名が、その後移住してございます。またこのくらしちやる矢櫃の利用の有無に関わらず、矢櫃地域には令和元年度以降、7世帯12名が移住してきてございます。

○岡田委員： 了解いたしました。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○一ノ瀬委員： 主要施策成果報告書の36ページ防災減災推進事業の消耗品費で、この非常用保存食とかは保存期限が近付くと、避難訓練とかで配られてたりしているのは知ってるんですが、災害用備品の粉ミルクとか、保存期限が近付いたものについてはどうされてるんですかね。

○網谷福祉課長： こちらの赤ちゃん用の粉ミルクや液体ミルクにつきましては、和歌山の乳児院のほうに期限が来る前に、入れ替えのタイミングで寄付してございます。

○一ノ瀬委員： この本数は適正な量でしょうか。

○網谷福祉課長： この本数は、有田市備蓄計画に基づきまして、赤ちゃんの人数を算定しまして、必要な数を計上してございますので、計画通り毎年購入してございます。

○一ノ瀬委員： 赤ちゃん1人1日につき何回飲んで、何日分ぐらいでしょうか。

○網谷福祉課長： 授乳回数を1日5回として換算してございます。

○一ノ瀬委員： 何日分。わからなければ後日教えてください。

○網谷福祉課長： 計算をこの場でできなくて申し訳ございません。後ほどお伝えさせていただきます。

○一ノ瀬委員： 災害時とか、前回のように避難指示などが出た場合に、不足することがないようによろしくをお願いします。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○池田委員： 全体的に予算とそれら予算に対して執行済額。いいのかなって感じがするんですけど、ちょっと一点、40ページの税務諸費。これ毎回予算に対して不用額が出てるんですけど、これ多分還付金だと思うんですけど、これは予算査定でもうちょっと近づけることはできないの。

○若松税務課長： 過去の実績を見ると、1,000万から1,500万ぐらいという傾向がとなっておりますが、ただ実績に応じた予算を立てると突発的な還付に対応できなくなります。ここは流用する財源が全くございませんので、例年3,000万とさせていただいて、今年度については、民間企業の景気が好調であったということで、1,000万ふやして4,000万円ぐらいでやりましたが、それ以上にENEOSは〔「4,500万では」と呼ぶ者あり〕4,500万です。すいません。ENEOSはそれ以上にすごい状況になってしまいましたので、補正をお願いしたということです。ある程度の不用額が出てしまうのは仕方がないのかなと現状では思っております。

○池田委員： 山本課長はどうなん。

○山本経営企画課長： 予算の考え方ですが、流用財源がこここのところという答弁もござ

いましたが、今回のように明らかに不足した場合は、今年度補正をさせていただいた、というところもございますので、精度を高めた予算査定、予算編成をしてまいりたいと思います。

○池田委員： ちょっと決算から離れますが、いいですか。

○成川委員長： どうぞ。

○池田委員： 令和5年度は1,500万増やしてる。ENEOSだけのこと。

○若松税務課長： これはENEOSではなく、三菱電線も好調であったというところで、ENEOSがもし還付となれば、おそらく億単位になる可能性がありました。実際のところ予定納税で1億2,000万余りが収められてますので、そこで1億円余りの予算をとるというのも非現実的であります。三菱電線がもし還付となった場合、そのぐらいの中に収まるということがございましたので、それを見越した上で、今年度増額をしたということでございます。

○池田委員： いいです。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

○成川委員長： 第3款民生費の説明をお願いします。

○網谷福祉課長： 歳出 第3款 民生費全般の説明

○網谷福祉課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○福永保険年金課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○山崎高齢介護課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○竹中市民課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○御前こども課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○成川委員長： 民生費の説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○池田委員： 全体的に聞かせてもらうんですが、予算と決算の関係性から言うと、今回、結構な不用額、説明でも未執行による額を答えていましたけど、予算の立て方はどうでしょう。繰越事業もそうだが、流用額も数万円とか、全体的な話、100パーセントのお金を使って120パーセントの効果を出してもらわないといけないが、予算認めてくださいって出してきた予算を議会が認めて、その予算に対してどれだけ近づけて執行していくかだと思んですけど、それがちょっとかけ離れている気がするんですけど、その辺どうですか。

○山本経営企画課長： 予算編成にあたりましては、予算というのは字のごとく、あらかじめ計画したものでございます。

それに対しまして、決算はその結果そのものでございまして、予算がなくては執行ができませんので、予算の範囲内でできるだけ効果を上げた行政サービスを行うというものでございます。ただいま池田委員の御指摘にありましたこの不用額の多寡でございますが、例えば今の3款で言いますと、生活保護費をはじめ、障害者への給付など扶助費のところの不用額につきましては、なかなか予算の段階で絞って予算を持つというのは、個々の積み上げがございまして、そのところの不用額は仕方ないのかなというところはございます。

それ以外のところで出ている不用額につきましては、その執行において工夫を凝らして出た不用、また当然予定をしていたものが執行できなかつたもの、いろいろございますが、現在、次年度の予算編成方針も出ておりますが、今回の御指摘を踏まえまして、予算編成に当たっては、精度を高めてまいりたいと思います。

○池田委員： そうしていただけるとありがたいんですが、不用額が出ていることに対しての説明を、委員の皆さんが理解できる説明があるといいんですけど、予算の時に説明をしたことの繰り返しをしているようなところも多々聞こえるので、あくまでも決算委員会なので、予算に対して例えば繰り越したとか、流用したとか、不要が出たとか、そういうところを言ってもらおうほうが、議会が予算認めているわけですから。予算の時に説明する仕方と、決算の時に言う説明の仕方が少し違うとされていて、決算は決算の観点からの説明をしていただきたいなと思います。

先ほど、網谷課長も不用額と言っていました、その不用額がなぜそうなったのかというところを、詳しく説明していただくほうが、理解しやすいと思います。

○成川委員長： 説明している時に、不用額が問題になっている。主なものは言ってくれたらいいが、項目ごとの不用額の内訳表をつけているので、そこを説明したほうがいい。ただ不用額いくらと言っても、ピンとこない。

○嶋田経営管理部長： 以前に、不用額の説明について委員会でも指摘を受けまして、主要施策成果報告書の中に不用額の内訳の項目を入れさせてもらいました。

今回、説明の中で丁寧な説明ということと、長すぎるのではという声と、両方のバランスの中で、不用額の主なものについての説明を先ほどからしているつもりです。ただ、実際どういう理由で不用額が生じたかについては、この成果報告書の内訳の中で、お読み取りいただけたらということでも説明をさせていただいたつもりです。ただ、例えば未執行による残が大きなところについて、もう少し詳しくということであれば、工夫しながら説明をさせていただけたらと思います。そこら辺は、委員長・副委員長とも相談して、これからの説明をどんなふうにさせていただいたらいいか、来年になるかわかりませんが、課題として受け止めさせていただけたらと思います。

○池田委員： そうしていただけると、非常にわかりやすいのかなと思います。せっかく主要施策報告書をまとめていただいている中で、要は、成果を報告して、これをより良いものにしていくために、決算で審議をして来年度の予算に反映していくものだと思います。各委員でいろんな意見があると思いますが、書いている内容を決算でこと細かく聞く必要はないのかとされていて、ただ言われたことに対しては、来年度の予算に反映すべきことだと思います。

決算のやり方について、委員長と副委員長とで相談していただいて、もっとスムーズな方法を考えてください。

○成川委員長： 丁寧に説明しようという気持ちはわかるが、聞いていて長いし、どこが大事なポイントなのか、わかりにくい。一つのテーマとして一緒に考えて、もう少し効率的でわかりやすい、自由な議論ができるような会議にしていきたいので、よろしくお願いします。

○西口委員： 今回の説明については、全ての数字をきっちり説明していたが、不用額が出た主な要因の説明がぬけていた。また、大きな不用額が残っているのに、少額の流用があ

ることも気になる。決算は成果の中で反省して、次の予算に反映していくのが最大の目的である。丁寧に説明してくれたと思うが、これから説明してくれる時に、もう少し簡潔に報告してくれたほうがありがたい。

○成川委員長： 考え方はいろいろあるが、決算書を基にやっている。一冊にまとまっているが、昔は補助金効果調べや事業報告書等たくさん作っていたが、参考資料であった。説明を補完するための資料あって、この決算書に基づいてやっている。乱暴な言い方するけれども、成果報告書も大事だが読めばわかる話で、大きな不用額があれば、理由やポイントを説明してほしい。

実施した事業を何もかも説明されても、決算の審査のポイントがぼやけてしまう。もっと基本に立ち返って、決算書の説明を中心に、主要施策成果報告書はあくまで補完する資料という感覚で説明したほうがいいと思う。

ただし、決算書で大きな不用額か、会計間の流用があった場合は、必ず説明が必要である。不用額の一覧表をつけることが大事かもしれないが、ポイントがぼけるような気がする。

○西口委員： 決算書と成果報告書は別物である。成果報告書については、作成して説明しなければならないというふうになっているのか。

○嶋田経営管理部長： 地方自治法で、決算にあたってはその成果も含めて報告することになっています。ただ、その説明の仕方をどうするかというところは、各委員さんが求めているものに答えるような説明を、我々も心がける必要があると思いますので、今回各担当も既に準備していますので、どこまでできるかわかりませんが、来年度に向けて相談しながらやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○池田委員： 職員さんの肩を持つわけではないが、提出された予算を議員が認めており、その認めた予算に対して、我々が審査をする。決算書に載っている内容を、予算書と見比べたときに、ここがちょっとおかしいなという部分だけで、本来はいいと思う。

だって、我々が予算を認めているんだから。令和4年度の予算に対してこの決算が、明らかに使い方が変わったとか、金額が変わったとか、流用したとか、繰り越したとか、そういうところが決算で一番審査しないといけない部分だと思う。

○西口委員： 予算は約束事、決算は約束を守っているかどうかの中身のチェックという認識で動かしていけばいいと思う。

○池田委員： 今、委員長が言ったように、議員が予算書と決算書を見比べたり、ある程度勉強してからこの場に来るべきで、何でもかんでも聞いたらいいいわけではない。たぶん、職員が一番わかっていると思うんですよ。予算のときは違うな、こう変わったな、こんなお金の動かし方したなとか、変更した部分だけを説明してもらうのが、一番わかりやすいと思う。皆さん予算書を持ちながら、勉強している人多いと思うが、そういうやり方でどうですか。

○岡田委員： 今いろいろ議論されて、当局からいろんな実績を決算で出してもらったが、予算をつけて実施して、どう結果が出たのかを知りたい。その結果に応じて、令和6年にどんな予算を反映してくれるのかというふうに、PDCをしっかりと回して評価を聞きたいので、そういうところを答弁してもらいたい。

○小西委員： 67ページの扶助費のところ、一番単価がひらくのが扶助費なんです。予算

からすれば5,000万の不用額が出ている。以前聞いたときに、不足額が出たら補正するという考え方でした。ただし、5,000万ぐらいの不用額、必要額が動くというふうに思います。特に、生活保護費は、その時の経済事情が左右するというところであります。

昨年の163世帯185名というのが、当市において、申請に来たのに窓口ではねていると感じる人もいます。そういう点では、不用額とする前に、これでいけば50人程度もう対象者として考えられるのかなというふうに思う。恒常的にお金がいるところで不用額が出てくるっていうのは、行政の怠慢だと思っています。予算を計上したときに、それを遂行するという部分も必要です。生活保護については、必要であるというふうに思っています。

例えば、他で何らかの事情や経済事情で、上下するというのは当然あります。そういうのと違って、基本的に扶助費、生活保護というのは、必ず必要とされていると思います。そういう点では、かつて人数制限であったり、窓口拒否であったり、そういうのが行われた時代もありますが、近年の基本的な生活保護に対する考え方を、この場でぜひ答えてほしいと思います。なぜ、不用額が5,000万も出てきたのかということを知りたいです。

**○網谷福祉課長：**生活保護の扶助費で未執行による残ということで、約4,800万円の不用額が発生しております。ただ、令和4年度の生活保護の世帯数は、令和3年度から比較しまして4世帯増えて、人数も5名増えてございます。その中で執行額自体も、前年度と比較しますと、医療扶助で5,300万余り増額しておりまして、全体では約5,000万円、前年度と比較しての増額でございます。

そんな中で、不用額が約4,800万出てしまったというところなんですけど、担当課としましては、どれだけ必要かわからないという中で、ある程度予算に余裕を持っておきたいというわけではないのですが、昨年度で言いますと5,000万円ぐらいの増加に対しても十分対応できるだけの予算を確保していたつもりです。今、窓口には、特にコロナ以降の物価高騰によってかなり生活に困っているという方が、どんどん窓口に来られています。そんな人に対して、窓口ではねつけるというようなことは、当然しておりませんし、申請の意思があれば、申請書を書いていただくという対応しております。生活保護の扶助費を減らしたいというよりも、どちらかというところある程度、昨年5,000万円執行額が増えましたが、それでもなお余るぐらいの扶助費を確保しておきたいというのが、正直な担当課の気持ちでございます。

**○小西委員：**余裕を持ちたいというところ、執行するのにギリギリのところ、いろいろあると思います。特に、人を扱うところについては、余裕を持ってやってほしい。ぜひ、今の経済事情やコロナの後の事情を考えますと、こういうのが行政のできる唯一の方策かなというふうに思います。そういう人が来たときには、十分ヒューマンな気持ちで取り組んでください。

**○成川委員長：**ほかに、第3款民生費について、御質疑ございませんか。

**○中西委員：**決算書の100ページ、隣保館費の中で、防火管理者講習1万5,000円ほど上がっていたと思う。この講習を受けたのか受けてないのか、消えているのでわからないんですが、これでいいんですか。

**○竹中市民課長：**昨年度につきましては、防火管理者の講習は受けておりません。ただ、今年度、人事異動がございましたので、2名受ける予定となっております。

**○中西委員：**予算で受ける人が決まっています、予算を上げて受けないと、駄目ですよ。

管理者がなかったら、たぶん消防法で駄目だと思うので、異動をされてきた方が、その資格を持っていたという説明ですか。

○竹中市民課長： その通りでございます。

○中西委員： 106ページで子育て支援事業の中に、子育て家庭訪問支援員20名とあるのですが、どういった方が訪問されているのか、詳しく教えていただけませんか。

○御前こども課長： 子育て支援員については、元保育士や、子育ての支援に携われる者、20名を委嘱しており、各家庭を訪問し、支援を行っております。主要政策成果報告書の58ページにも記載がありますが、就学前の児童のいる家庭を、この20名の支援員において、全世帯訪問を行っているところでございます。

○中西委員： 週に1回、月に1回、3箇月に1回とか、そういうのを決めて訪問するような計画があって、訪問して、結果が出たから、次の対処をこんなふうにしていくというようなマニュアルがきっちりと整理されているんですか。

○宮崎市民福祉部長： 子育て支援員は、1学期に1回、1年間で3回まわっています。その中で、養育が困難な要保護児童の家庭を発見しましたら、こども課にある要保護児童対策地域協議会へ報告して、こども課のほうから訪問し、虐待の児童の支援に繋がるように活動しております。

○中西委員： 子供1人に対して3回ですか。

○宮崎市民福祉部長： 667世帯ございますので、支援員20人で、1人30世帯ぐらいをまわっています。

○中西委員： わかりました。いろんなところと連携しながら、繋げて対処していくということですね。

○一ノ瀬委員： 関連なんですけど、指導員が毎回定期的に指導するにあたって、講習会みたいなことってされているんでしょうか。

○御前こども課長： この支援員にあたっては、研修会等を行いながら、また会議を設けておりますので、その中で研修内容や支援内容を情報共有しながら、あたるようにしております。

○一ノ瀬委員： この質問をさせていただいたのは、ある相談の中で、すごく明るいお母さんだから、あなたは大丈夫だからもういいよねと、さらっと帰られたが、本当は何か持っているのに、言い出せなかったという方がいた。そういう声があったので、聞き漏らさないような指導をよろしくをお願いします。

○花野委員： 関連ですけども、1件1世帯について、1人で回っているんでしょうか。それとも、ペアで回るとか、どういうふうな回り方でされてますか。

○御前こども課長： 地域によって決まっております。1人もしくはペアでまわっております。何名でというのは、決まっておられません。1人で回ることもございます。

○花野委員： 状況に応じて、ケースバイケースで判断してるということでしょうか。

○御前こども課長： その通りでございます。

○成川委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

○成川委員長： 質疑ないようですので、次の第4款に進みます。説明員の方は移動願いま

す。会議の途中ですが、15分休憩します。

休憩 午後 2 時39分

再開 午後 2 時58分

○成川委員長： 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、第 4 款衛生費の説明をお願いします。

○吉野健康推進課長： 歳出 第 4 款 衛生費全般の説明

○吉野健康推進課長： 歳出 第 4 款 衛生費の関係部分の説明

○吉野総務課長： 歳出 第 4 款 衛生費の関係部分の説明

○石井生活環境課長： 歳出 第 4 款 衛生費の関係部分の説明

○山本経営企画課長： 歳出 第 4 款 衛生費の関係部分の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に質疑を認めます。

御質疑ございませんか。

○中西委員： 成果報告書の74ページ、ソフトウェア利用料、健康ポイントアプリという事業、もう少し詳しく目的、成果の説明をしていただけたらと思います。

○吉野健康推進課長： 市民の方の運動習慣を身につけていただくために、健康ポイントアプリを導入しておりまして、その中で登録していただいた方に対して、歩数であったり、食事等の健康管理をしていただくことに対しまして、ポイントを付与するような形で、市民の健康増進を目的として、事業を実施しております。

○中西委員： 市民の運動習慣、そういう健康のための習慣付けをするための事業ということで、これは令和 3 年度からスタートで、今後どのように活用されていくか教えてください。

○吉野健康推進課長： 引き続きですね、アプリへの市民の登録者を増やしていきながら、市民の健康増進に寄与したいと考えております。

○中西委員： 5 年度もされていると思うんですが、今後もずっと続けていかれる予定ですか。

○吉野健康推進課長： 継続していく予定でございます。

○小西委員： 73ページの健康増進対策事業について、お伺いします。各種検診で、がん検診の平均受診率が、ここに書かれております。これは県内でいきますと、受診率が高いとか、中程度とか、低いとかあると思うんですが、少し教えて欲しいです。特に女性の子宮がん検診というのを教えて欲しいです。

○吉野健康推進課長： 県内で受診率がどのあたりにあるかというところにつきましては、今資料が手持ちにございませんので、改めて御報告させていただきたいと思っております。子宮がん検診につきましても、こちらのほうに記載させていただいており、地域保健というところに国のほうに報告する受診率になっておりますが、23.1パーセントとなっております。子宮がんの受診率なんですけれども、有田市の場合、県の平均よりは高い受診率になってお

ります。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

○成川委員長： ないようですので次の第5款に進みます。

説明員の方の移動をお願いします。

○成川委員長： 第5款農林費の説明をお願いします。

○大浦有田みかん課長： 歳出 第5款 農林費の全般の説明

○大浦有田みかん課長： 歳出 第5款 農林費の関係部分の説明

○児嶋建設課長： 歳出 第5款 農林費の関係部分の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に質疑を認めます。

御質疑ございませんか。

○中西委員： 決算書の135ページ、農業委員会委員、それと農地利用最適化推進委員とは、目的は違うと思うんですけど、具体的な違いの説明をお願いします。

○大浦有田みかん課長： 農業委員と農地利用最適化推進委員、以下推進委員と略させていただきますが、お互い連携して農業委員会の業務を行うものでございます。農業委員の主な役割としましては、農業委員会の総会に出席し審議して、最終的に農業委員会の合議体としての決定を行うということで、議決権があるのが農業委員で、ほかには農地利用の最適化の推進に関する指針の決定などを行うことや、農地の権利移動、農地の売買、貸借などの権利移動の許可を行う、さらには、農地を農地以外に転用する場合の許可は和歌山県知事許可ですが、農業委員会から県知事に「許可相当との意見の決定」ということなどを行ってございます。

続きまして、農地利用最適化推進委員の役割としましては、推進委員は市内全域ではなくて、それぞれの担当区域で現場活動を行うということがございます。農業委員会の総会にも出席し、推進委員として意見を述べるというような役割を任せてございます。先ほどの農業委員の役割としまして、許認可の業務がございましたが、それに関係することとして、推進委員として意見を述べており、農業委員会としましては一つの団体ですが、それぞれ役割が分担されているところでございます。

○小西委員： 成果報告書の81ページ、果樹振興対策事業、CMのことでお伺いします。7,800万円使って、みかんのPRをしているということでございます。特に、和歌山県のみかんというのは、昭和40・50年代は、基本的に関西の消費者に向かって出していたが、だんだんみかんが売れないようになってきて、関東の市場へ出向いていくと、関東の市場では占有率10パーセントまで行くのが背ノ山で、関西を越えていくと、箱根の関所があって、なかなか向こうまで行かないという状況がずっと伝えられております。コマースをやりながら、ふるさと応援基金を49億円までいただいているというのは、こういうコマースがやはり重

要かなというふうにも思うわけですが、今後、有田市の売りというのは、今ここに集約されてる感じがします。そういう点では、最大の頑張りを今見せているのかなと思います。今後、どういうふうにするのか、30万から40万の取引があるという有利な点を、どんなに生かすのかなという期待と希望もあって、一言方針があれば述べてください。

○上田経済建設部長： ただいま小西委員から御指摘ありました当該補助金について、意見を述べさせていただきたいと思います。

委員御指摘のとおり、和歌山のみかんは日本全国でブランドになっておりますが、関東圏が弱いところがございます。この辺りを私ども非常に良い市場として、これからの伸びしろは関東圏にあるのではないかと考えてございます。

その中で、この当該補助金につきましては、コマーシャル等々は関東圏以外の北海道、新潟、関西の市場があるところで、流しているというのを聞いてございます。ここを変えていただきたいという要望がありますので、一組織有田市でございますけれども、当該協議会に対して、関東圏でもっとPRできるような動きをしてほしいという要望を行っていきたくと考えてございます。

○小西委員： 続いて、ふるさと創生室で何か考えられていますか。

○石井ふるさと創生室長： この後、第6款でも御説明させていただきますが、ふるさと応援寄付金につきましては、委員おっしゃるとおり、関東圏2023年9月でいきますと、東京都からの寄付者の方がトップでございます。他のみかんのPR同様、そういうところに遡及するようなPR等していきたいと考えております。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

○成川委員長： ないようですので、次の第6款に進みます。

説明員の方は、移動願います。

第6款 商工水産費の説明をお願いします。

○児嶋産業振興課長： 歳出 第6款 商工水産費の全般の説明

○児嶋産業振興課長： 歳出 第6款 商工水産費の関係部分の説明

○石井ふるさと創生室長： 歳出 第6款 商工水産費の関係部分の説明

○山本経営企画課長： 歳出 第6款 商工水産費の関係部分の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に質疑を認めます。

御質疑ございませんか。

○岡田委員： 成果報告書の90ページ、ノエル・アリダ・スイーツをずっとされていますが、冬のケーキということで、苺に対抗してみかんを売り込もうとしていると思うんですが、これはそういうイベントだけですか、売り上げの集計をされているんですか。

○石井ふるさと創生室長： 各店舗の売り上げ等は、集計してございません。市としましては、多くの店舗で販売をいただくよう、店舗数を一つの成果目標の指数として事業を行って

ございます。

○岡田委員： ちなみに、このノエル・アリダ・スイーツの予算は、どのくらい使っているのですか。

○石井ふるさと創生室長： チラシとかインスタキャンペーンの広告とか、多岐に渡っており、ざっくりとした計算で申し訳ございませんが、約20万程度でございます。

○岡田委員： 続いて、91ページのALL ARIDAも聞きたいんですが、その下の国内外販路開拓の中小企業7件って、お聞きすることはできるんですか。

○石井ふるさと創生室長： 補助金の寄附実績としましては、市内の、本田設備さん、農家の宮井潔さん、農家の宮崎加代さん、農家の川嶋圭子さん、株式会社 TOAさん、株式会社 上友農園さん、株式会社 伊藤農園さん、以上でございます。

○岡田委員： そのうち海外は。

○石井ふるさと創生室長： 本田設備さんでございます。

○岡田委員： ALL ARIDAの関係で1,576万、令和5年度も1,000万を超える予算がついているんですが、今回の成果実施状況をいろいろ書いていただいているんですけども、の中でフェア実施、JR京都駅とかフェア実施と書いてありますが成果とか、こんな売り上げがあったとか、もし報告できるものがあれば。

○石井ふるさと創生室長： JR西日本さんとの共同企画におきましては、銀河という車内で、認定みかんをPRさせていただきました。またJR京都駅地下街のポルタプラザ、そちらのほうでも認定みかんを配布してございます。あとANAさんとも共同企画におきましては、伊丹空港内にアンテナショップ。また、ANA社員向けの販売会等々を実施しており、PRを図ったところでございます。

○岡田委員： 了解いたしました。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○児嶋委員： 90ページの地域ブランド推進のところですが、日本橋の三越で特設ブースを設けて、認定みかんか何かを販売されている。日本橋で11月23日から12月13日の間で販売したいということですが、また来年も三越さんが扱いたいと、そういうリピート的な話は来てるんでしょうか。

○石井ふるさと創生室長： リピートは来ております。日本橋三越本店さんの営業担当者との話の中で、毎年この時期、11月下旬に認定みかんを販売させていただいておりますので、それを待ってるお客さんがいると。それはお声としては聞いてございます。

○児嶋委員： 一般的に関東方面東京圏というのは、愛媛のほうが強いついて聞きますが、これを三越さんだけではなく、もっと他にも百貨店さんはあるので、広げていく思いというか、行政として働きかけていくということはないでしょうか。

○石井ふるさと創生室長： 今のところ、こういうリアルイベントといいますか、店頭で認定みかんのフェアというのは今のところ日本橋三越本店、そこだけとなっております。

ただ、和歌山県のほうも、銀座の三越とかで和歌山県産の果物のPRというのをやっております。当然、県、また東京にある紀州館とかそういうところと連携を図りながらPRを実施していきたいと考えてございます。

○児嶋委員： 一応今のところ三越さんということですが、これは別に、ほかでは販売

しないという縛りはないんですね。

○石井ふるさと創生室長： それはございません。

○児嶋委員： 了解です。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○小西委員： 今ミカンの話がありましたが、ふるさと応援寄付ですごい件数だなというふうに思います。PRはやっぱり地元の業者さんに任さないで、有田市から人を送るとすると、2倍、3倍も費用がかかってしまいます。当然三越さんの外商さんが来て、自分とこで売りますというパターンになるから、500円のものが200円になったり、150円になったりするのが当たり前の話で、そういうところには荷物さえ送ったら、きちんと販売してくれるんだというところの開拓をしてください。市場は東京の各区に全部にありますからね。地方だけと違っているところがありますので、そういう点は身軽にお願いをするという点です。

なぜ東京で弱いかって言うと、愛媛の侵入を和歌山県は関西で防いできたからです。それで愛媛は近畿に卸したかったのですが、卸先がなく東京まで行ったという歴史でございます。ですから、東京の市場はありがたく思っております。そこに和歌山県が来ると単価も負けるし、味の点でどうだということで、地域全体の味のアップというのが必要になってきますので、その選定を市の認定みかんが請け負うので、ぜひ生産者さんにもわかってもらいながら、表裏がこれからはっきりとしていきます。

それで特に喜ばれるのは早生の完熟です。販売時期は早生が完熟になる時期です。そこで食べてもらうということで、晩生のミカンはもうほとんど食べないですよ。ですから、ヘビーユーザー前の若年層から食べていただくという点では、CMが一つ、主力が一つその継続をするという三つがパターンとしてあります。そういう点では、いろんな機会を通じて、出してあげるといふ点では、いずれ加工品なんかも非常にスポットライトが当たるんではないかなというふうに思いますので、ベースとしてみかんがあって、次に派生するのは加工品があってというライン。そういう点では鰻、地場産業の蚊取り線香、いろんな分野で伸びて行ってほしいです。49億も売れる、しかも行政が携わっているというのは滅多にないんでね。和歌山県のどれを見ても、第1位有田市。49億っていうのはみんなびっくりするんですね。ぜひ50億以上突破して、地場産業の育成に努められるようお願いをするとともに、また行く機会あったら予定を教えてもらえれば、くっついていきたいなというふうに思っています。

○石井ふるさと創生室長： 御指摘の通り継続すること、試食とかでも日本橋三越本店の認定みかんPRにおきましてはやっておりました。昨年度はコロナの影響で試食まではやめましょうということでやっていないんですけども、今年度も予算のほうもお認めいただいております。日本橋三越本店で実施する予定でございます。その際に試食等も実施する予定でございます。また有田みかん、認定みかんは知名度がございまして、これをきっかけとして、多くの市の地場産品を効果的にPRしていきたいと考えてございます。

○小西委員： ありがとうございます。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○生駒委員： このALL ARIDA2025の事業で、成果報告書にいろいろ書いてくれていて、説明はよくわかりますが、こうやった結果、インバウンドのお客さんとか誘客にはだいぶ目に見えたものがあるのか、ないのか、ちょっと教えていただきたい。

○石井ふるさと創生室長： 令和5年度の現段階で、インバウンドがものすごくふえたとか、そういうふうなのは現状としてはない状況でございます。今年度も活動しておりますので、万博に向けて、2025年に向けて、もう少し機運醸成を図らなければということは協議会でも話しています。

○生駒委員： 決算であって、予算1,500万。こっちもまた予算つけてやっていくと思いますが、万博とかで外国からたくさんお客さんが来るときに、早く成果を上げていかないと、言ってる間にそれも済んでしまう。そういうことのないようにしっかりとやってもらわないといけないと思うので、そこら辺りのことを聞かせてください。

○石井ふるさと創生室長： 委員のおっしゃる通りでございます。今年度、体験コンテンツ造成事業というようなところで、今現在、協議会に入ってる民間事業者の方にも御協力いただいて、インバウンドの方、海外の方が、例えば、ミカン狩りとか、逢井漁港での競り体験とかができないのかなとか、それをきちんとリーチで到達できる、海外の人がポータルサイトとかを通じて、注文できたりするような仕組みを今年度末には構築したいと考えておまして、現在活動してございます。2025年まで時間がございませんで、今年度きちんと成果を出していきたいと考えてございます。

○生駒委員： 今の言葉を聞いて、結果を待ってみますので、頑張ってください。

○成川委員長： ほかにございせんか。

○一ノ瀬委員： ノエル・アリダ・スイーツについて、10日間しか販売期間がなく、買いたいと思ったら、もう販売期間が終わってるということをよく聞きます。この10日間という縛りは何か意味あるのですか。

○石井ふるさと創生室長： ノエル・アリダ・スイーツ事業につきましては、これまで例えば、11月にもやったこともございました。11月から12月、11月にイベントをして、12月からクリスマス販売したとか期間を長くしたこともございまして、いろいろ試行錯誤は繰り返してございます。令和4年度に関しましては、クリスマス、ノエル・アリダでありますので、クリスマスのシーズンにスポットを当てて、集中的にということ、この10日間を実施したところ、

成果としては、せめて12月中というところがいいのかなと思っておまして、令和5年度につきましては、12月1日からクリスマスの終わる26日ぐらいまでの1箇月間の販売をと考えてございます。

○一ノ瀬委員： 分かりました。

○成川委員長： ほかにございせんか。

○中西委員： 成果報告書の88ページの観光客と動向調査分析業務で、これ2年目ですよ。

○児嶋産業振興課長： そうでございます。

○中西委員： 2年目として、今回、結果のところ、近畿圏からのリピーター数がふえてきていることをとらまえ、近畿2府4県を対象にして、宿泊キャンペーンということで、次のページにある宿泊施設利用補助金のことを言ってるのか、別の何かキャンペーンをされたのか、説明願います。

○児嶋産業振興課長： 委員おっしゃる通りでございます。次のページの宿泊施設利用補助金というキャンペーンを実施する際に、その広報をするところに使わせていただいたとい

うことでございます。

○中西委員： 2年間の調査結果でそういう宿泊補助をして、コロナでお客さんが減ってるからではなく、動向調査をした結果として、そういうことをされたという理解でいいですか。

○児嶋産業振興課長： 宿泊施設の利用補助金に関しましては、コロナ禍が続く中、減少した宿泊客を誘客するためということで、コロナの減少分を何とかして回復したいということで行ったものでございます。そのプロモーション先というところを、観光客動態調査分析の情報を使ってPRをさせていただいたということでございます。

○中西委員： 宿泊補助は補助として、コロナ対策として実施して、動向調査の結果は結果として踏まえて、そこにPRを具体的に行っていったと。事業は全く別なんだけど、それをうまく活用して、一層の宿泊客を誘客するために努めたということですか。

○児嶋産業振興課長： ありがとうございます。その通りでございます。

○中西委員： 了解です。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

延 会 午後4時45分

令和5年9月定例会  
予算決算委員会記録 【決算の部】

令和5年10月17日 午前10時00分  
全員協議会室

- 付託案件
- 決算第1号 令和4年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を  
求めることについて
  - 決算第2号 令和4年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第3号 令和4年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の  
認定を求めることについて
  - 決算第4号 令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第5号 令和4年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の  
認定を求めることについて
  - 決算第6号 令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第7号 令和4年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第8号 令和4年度有田市立病院事業会計決算の認定を求める  
ことについて

出席委員 成川 満委員長・花野仁志副委員長  
西口正助委員・福永広次委員・生駒三雄委員・堀川 明委員  
児嶋清秋委員・岡田行弘委員・池田敦城委員・小西敬民委員  
中西登志明委員・一ノ瀬敦子委員・川島 強委員・武田豊治委員

上山寿示議長

当 局

経営管理部 嶋田博之経営管理部長・早川ちひろ経営管理部理事  
脇村哲弘経営管理部理事・山本芳規経営企画課長  
中尾一之防災安全課長・吉野清誠総務課長  
酒井宗博防災安全係長・西川明伸管財係長  
市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・大松満至市民福祉部理事  
竹中春輝市民課長・福永康一保険年金課長  
吉野有美健康推進課長・山崎希恵高齢介護課長

上野山猶哉保険年金課主幹・山下満智子保険年金係長  
 伊藤めぐみ介護保険係長・土井万喜子高齢者支援係長  
 経済建設部 上田敏寛経済建設部長・梅本陽子経済建設部理事  
 石井滝称ふるさと創生室長・児嶋利樹産業振興課長  
 児嶋信毅建設課長・泉 泰朗都市整備課長  
 高野芳隆水産係長・北裏展之工務係長  
 中尾幸平計画整備係長・嘉藤峰征公共建築係長  
 出納室 森川高行会計管理者  
 教育委員会 伊藤正人教育次長・松村尚彦教育総務課長  
 嶋田実明生涯学習課長・筋原 章教育総務課主幹  
 森川直子市民会館館長・上野山恭実総務係長  
 富山志穂社会教育係長・田廣研作社会体育係長  
 中西朋子統括教育指導主事・谷輪吉伸給食センター長  
 消防本部 鎌田利宏消防長・武田一之次長  
 鎌田竜二消防総務課長・嶋田晃宏警防課長  
 宮井庸次予防課長・尾藤 彰消防予防課主幹  
 議会事務局 田中 聡局長・石井義人次長・大谷真也書記

開会 午前10時00分

○成川委員長： 開会あいさつ

○成川委員長： 決算第1号、令和4年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、歳出の関係部分、第7款土木費の説明を求めます。

○児嶋建設課長： 歳出 第7款 土木費全般の説明

○児嶋建設課長： 歳出 第7款 土木費の関係部分の説明

○泉 都市整備課長： 歳出 第7款 総務費の関係部分の説明

○嶋田生涯学習課長： 歳出 第7款 総務費の関係部分の説明

○成川委員長： 今、第7款土木費の説明45分かかった。丁寧に説明しないといけないこともあるけど、全部言ってしまうといけないという感じで、これでは僕個人的に思ってるのは、議員さんも質問しにくいと思うよ。

まず、決算書があって、これは説明の補完資料ということで、この決算書の中で大事なこと。それを簡潔明瞭に説明していただいて、あとは議員さんの質問に丁寧に答えるという形のほうが、望ましいと思っています。

特に今の説明で感じたのが、例えば、不用額の説明で746円の不用額が出ました。その理由

はこうですってこういう説明、あるいは何千円とか、1万いくらとかそんなその不用額も説明もあったけど、予算があれば、決算で不用額というのは当たり前の話なんです。その中でも何か大きな理由があって、大きな不用額が出たのであれば、それを説明してほしい。

あとは議員さんが、それぞれにこれを見て、感じて当局に対して質問する。こういうことが一番大事なことで、説明については、一度またこの議会中に改善と言っても無理だと思うので、終わってから来年に向けて、この決算については説明の仕方、議員さんがわかりやすい、そして質問しやすい、そんな形の説明に改善をしていきたいと思うので、経営管理部の方もどうぞ、そういうことでよろしくお願いします。ということで、ただいま説明のありました、第7款土木費について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

**○花野副委員長：** ふるさとの川総合公園の件で、樹木の伐採とか除草作業の費用がありますが、5月になったらあそこへこいのぼりがずらっと並んでいます、国道からその鯉のぼりが全く見えないというふうな状況の木が生え方になっていますが、景観的なものも含めてですけれども、防災面で、あそこの樹木によって、大雨の時に川の流れが遮られるということになれば、上流側はすごく水位が上がってくるということも懸念される。

この予算の中でどれだけできるのかと言えば、ほとんどできてない状況かなとは思いますが、そういうところも鑑みた考え方をしておいていただきたいなというふうに思いますが。

**○上田経済建設部長：** ただいまの花野副委員長の御質問にお答えいたします。

一般質問の中で、市長もお答えさせていただいたところでございますけれども、県所管の河川の中で、私どもが占用しております、ふるさとの川総合公園の中につきましては、この委託料の中で対応させていただいて、今、御指摘ありました部分の河道の中につきましては、市の中で、県の要望において、優先順位1番ないし2番で対応しているところでございます、その都度、機会あるごとに言ってございます。また、今回の御指摘の件も含めまして、強く要望していく等々の対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○花野副委員長：** 了解しました。

**○成川委員長：** それに関連して、今、花野副委員長が言ってましたが、有田市の国道480号、国道42号を走っていて、この堤防のところに雑木が生えて、あるいは草が生えて、結構見えなくなってる。

あそこは開放的な場所で、イメージの問題もある。有田川の河川管理は和歌山県ですが、市でできることもあると思う。ただ連携してやらないと具合が悪いと思うので、あそこは有田市を代表する開けた場所なので、そういう視点からも、管理をよろしく願いします。

ほかに、ございませんか。

**○岡田委員：** 成果報告の107ページの上段の住宅総務事務事業で住宅リフォームとか不良空き家等と書いていますが、これは4月からスタートしますが、どれくらいで予算を使い切ってしまうんですか。

**○泉都市整備課長：** 住宅リフォームにつきましては、6月の日曜日に申請の初日を迎えて、そこで全ての予算が執行するというような、大変人気のある補助金でございます、78件分全員受付をしたところでございます。予算は1,500万円で、現在のところ交付決定額は1,499

万円、残額は1万円でございます。今は、募集を停止させていただいているところでございます。

○岡田委員： 今、言ったように私もこの事業に応募したけど、間に合わなかったという声を聞くので、令和5年度は1,500万と上げてくれています、令和6年度も枠を広げられるようにまた検討をお願いいたします。

それと92ページでポンプの管理委託を自治会にされてると思いますが、これ12万で県の依頼で予算があります。今年は13万2,000円で上がっていますが、線状降水帯も発生して、現場の方は大変厳しい環境の中で作業されておりますので、また市から県のほうへ、ポンプの増設については言うてくれてるって市長から、この前答弁してくれたんですけども、この委託料に対してもまた市から要望のほど、よろしくをお願いいたします。

○成川委員長： ほかに、ございませんか。

○一ノ瀬委員： 成果報告書の105ページの公園管理事業。シルバーさんとほかどこに委託されていますか。

○泉都市整備課長： この105ページの公園管理事業の都市公園は、西ノ浜児童公園につきましては砂浜自治会、港児童公園につきましては港東自治会、保田児童公園は辻堂自治会、須谷児童公園は須谷小字区長、高田公園は高田自治会。潮廻し公園はNPO法人和歌山箕島球友会、ふるさとの川総合公園の右岸は滝川原千秋会、左岸は辻堂東老人クラブに委託し清掃をさせていただいております。

○一ノ瀬委員： それぞれ皆さん綺麗にされてると思いますが、ある公園では、夕方ゴミがいっぱいでも、次の日はゴミが綺麗になくなって使いやすいところもありますし、ある公園では、いやここは無理でしょう、子供を遊ばせたくないという公園も実際ございます。そういうところもきっと把握されてると思いますので、やっぱり、委託先に対して、もうちょっと強いお願いか、自治会では少し難しいというところは、また別のところにもお願いをして、携わってもらうとかいろんな方法があると思いますので、やっぱり子供たちが気持ちよく遊べる公園を目指して、委託していただけたらと思います。

○泉都市整備課長： 教えていただいたように、公園管理が行き届いていないところもやはりあると思います。自治会とも何度も話をして、清掃も手厚くやっていただいているところもありますが、引き続き自治会と協議し、綺麗に公園管理をしていただいて、なおかつ私も職員も定期的に見回っていますので、そのときに清掃なりさせてもらいたいと思っております。子供たちが気持ちよく遊べるような公園を目指していきたいと思っております。

○一ノ瀬委員： よろしくをお願いいたします。

○成川委員長： ほかに、ございませんか。

○西口委員： きちんとした考え方で進めないと。やっていただいているのと違う。契約してお金を払っているのに、ボランティアと違う。そこをきちんとした判断で進めないと、お願いしてやっていただくのではない。そういうことでないと、ややこしくなる。

ここで105ページの除草業務委託料で、334万円についてはどこと契約しているのか。

○泉都市整備課長： こちらは除草作業に特化したもので、ふるさとの川総合公園の除草をお願いしたところ。右岸、左岸の除草作業でございます、一つは先ほど申し上げましたシルバー人材センターと左伝組さん、上喜建設さん、協和土木さんの地元業者で、ふるさ

との川の除草作業を行っていただいております。

○西口委員： シルバー人材センターだけではなく、ほかの業者もある。この作業場所が何点かに分かれている。全員で組んでやるのではないやろ。

○泉都市整備課長： 業者さんをお願いしているのは、左岸、右岸ともに除草作業を一気に委託している。

○西口委員： 右岸が24万9,000円やろ。左岸については24万4,000円って書いてある。私は、除草業務委託料で334万円について、どこと契約してるかって聞いてるわけ。

○泉都市整備課長： 少しややこしいのですが、左岸の清掃等業務委託料は先ほど申しあげました通り、老人会の方にゴミ拾いをしていただいている委託料でございまして、その下の除草業務委託334万円が今申しあげています除草作業です。業者さんやシルバーさんをお願いしている分の委託料でございまして。

○西口委員： 分かりました。それは、今業者の名前がありました、場所で契約しているわけですね。これの契約はどうなっているのか。

○泉都市整備課長： この契約内容につきましては、業者さんが草刈り機を借りてきてまして、それで右岸と左岸の両方の草を刈る契約になっております。

○上田経済建設部長： 西口委員の今の質問は場所の発注の仕方だと思います。場所を決めて今、作業につきましては、泉課長から説明させていただきました。場所につきましては、発注で場所を決めて、その場所を刈っていただくというところでありますので、左岸、右岸なり場所を決めて業者さんの契約事項の中で対応しているという中で、事前に場所を決めて対応しているというところですよ。

○西口委員： 全体で、ここの場所は35万でどうですか。ここは50万でどうですか、そういういろいろあって合わせて334万になっているわけ。発注の仕方はそうやろ。

○泉都市整備課長： 業者さんに委託しているのが、ふるさとの川総合公園の管理している右岸、左岸の除草作業ですけども、それを業者さんが、右岸、左岸とも一気に草刈りをしていただくっていうのが一つの契約になってございます。

○上田経済建設部長： 右岸、左岸というのでちょっと語弊があるんで申しわけございません。決めた場所、右岸左岸であっても先ほどから西口委員おっしゃってます、決まった場所を発注しているというのが、今名前が出てきました建設業者さんとしていただいているところとございまして、それと合わせてシルバー人材センターさんにもやっていただいているところがあると、それを合わせてトータルで334万になりますので、先ほどから都市整備課長が言ってます右岸左岸というところになるんでややこしいと思うんですけども、それは都市公園で私どもが河川区域内で占有している公園内の場所を発注するときは、やはり場所を決めてございまして、それが左岸であったり右岸であったりというんであるんですけども、その辺りの語彙が輻輳してますので、ややこしいというところがあったかと思っております。場所は決めて発注をしてるというところでありまして。

○西口委員： そういう理解をしたところで、質問します。これは合計で今部長がおっしゃったように334万になるわけよ。これの内訳を説明してよ。

○泉都市整備課長： 左伝組さんには98万100円、上喜建設さんには97万4,600円、協和土木さんには、73万9,200円、シルバー人材センターさんには64万6,027円となっております。

- 西口委員： ということで、色分けしている。この作業についてはどれくらいの労力を見込んでいるのか。
- 泉都市整備課長： 入札に付しております。
- 西口委員： 入札にするにも、市の見積もりがあるやろ。100万円ぐらいで入札をするのか。そこらあたりが大事やで。
- 泉都市整備課長： 見積もりも取りまして、エリアごとに単価を掛けまして、ほぼ100%に近い落札になっているかと思うんですけども。
- 西口委員： 言葉尻を拾って悪いけど、思いますけどではない。決算委員会やで。答えが出てる。予算委員会ではない。
- 上田経済建設部長： 今、西口委員おっしゃいました予算の見積もりという発注の中でありま。例えば、この一例につきますと、負担行為見積もりは98万5,600円という見積もりに対しましては、98万100円とか、そういう入札で見積もり合わせになっているという一例でございます。
- 西口委員： そういうことで間違いないな。わかった。もうこの程度で。
- 成川委員長： 今西口委員はもう分かったといいましたが、説明の仕方よ。何平米に対して、さっきの値段言うていくらで、選定方法はこうでと、順番を追ってわかりやすく説明しないと、そこだけ抜き出して言うたらね、聞いている人もわかりにくいと思う。簡潔明瞭にかつ丁寧に、よろしくお願いします。
- ほかにございませんか。
- 中西委員： 成果報告書の107ページで都市公園の件ですが、いろんな遊具とかそういうのもこの決算にあります。現在工事が進んでいて、来年3月オープンという流れですけど、前々から駐車場の件で話も出ていましたが、決算あんまり関係ないことですが、そういったことを含めた計画について、今後どのような感じでお考えなのか。もしそういう考えがあるのであれば、説明をお願いします。
- 泉都市整備課長： 駐車場は新都市公園整備している駐車場に加えて、新都市公園から体育館に向けての接続道の一部も駐車場でできるように整備をしております。あとはそとはま保育所の付近にも駐車場ができないかと、今のところ考えてございます。
- 中西委員： ちなみに何台ぐらいが収容できるんですか。
- 泉都市整備課長： 約20台から30台ぐらいの駐車スペースができます。
- 中西委員： サッカー場ができて、公園がオープンして、これから運営していく中で、前々から駐車場が問題になっていると思うんですけど、根本的に用地を購入してとかそういった計画を持って進めているのか、もうこの30台のみの計画ですか。
- 泉都市整備課長： 元々公園内につきましては、駐車場89台、マイクロバス2台、駐輪場機能を備えておまして、プラスアルファ公園敷地外で何とか後に20台から30台ぐらい追加で駐車場を整備しているところでして、あとその他については今のところ検討中でございます。
- 中西委員： わかりました。
- 成川委員長： 関連で、大きな目で見たら立派な公園で巨額の投資してるけど、どことなく中途半端な公園なんです。例えば、サッカー場で大きなイベントがあつてバスが来たら駐車するところがない。だけど、現実的に用地の関係で今いろいろ工夫しながらできるだけ車

停めるように、断定的にやっているとということでね、これは将来の話で、我々が言うてなるかならんか別にして、今そこに早川さんが来てくれててね、ENEOSの跡地利用のことが今一生懸命進んでいます。これ、我々だけの話ではいかんけどよ。

一つの考え方として、あの道を挟んで反対側のタンクのあるところ。あそこは他のことに利用するのであれば仕方ないですが、あそこ野球場でも造って、また森林公園でも造って、誰が来ても、車も駐車できて、あそこ行ったらゆっくりできる公園があるぞというぐらいの大きなビジョンを描くことを期待したい。

ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

○成川委員長： 会議の途中ですが、10分休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時27分

○成川委員長： 休憩前に引き続き会議を再開します。

第8款消防費の説明をお願いします。

○鎌田消防総務課長： 歳出 第8款 消防費の説明

○成川委員長： 消防費の説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○岡田委員： 成果報告表の111ページ参加人数で書いていただいているんですけども、試験等と言われてたんで、皆さん全員合格ということでよろしいですか。

○鎌田消防総務課長： 全員合格しております。

○岡田委員： 113ページの救急活動の事業で出動件数が1,580件と、前回に比べて280件ぐらい増えてると思いますが、今の体制で対応はできているのでしょうか。

○鎌田消防総務課長： 今の体制で十分対応できております。

○岡田委員： 了解しました。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○一ノ瀬委員： 消防団員245名ですが、うち女性消防団員さんは何人いらっしゃいますか。

○鎌田消防総務課長： 本部付団員女性としまして、現在10名在籍しております

○一ノ瀬委員： この10名の方も訓練活動、訓練出動のときも全員出席されてるのでしょうか。

○鎌田消防総務課長： 水防訓練等の訓練に参加してもらっております、それとフェスティバルなど広報活動にも参加していただいております。

○一ノ瀬委員： 男性の役割と女性の役割とを分けてやってもらってるってところもあるのでしょうか。

○鎌田消防総務課長： 女性ならではの主に広報活動を中心に行っていただいております。

○一ノ瀬委員： また今後10名からさらに広報等で、ふやしていこうという考えとかもありますか。

○鎌田消防総務課長： 今のところ女性団員は10名だと考えております。

○一ノ瀬委員： 余談になるかもしれませんが、この前のテレビドラマでもし反響とかがあって、若い方がちょっと消防団に興味あるよってという話とかは、ありますか。

○鎌田消防総務課長： 特に今のところは聞いておりませんが、条例定数の250名は維持したいと考えております。

○一ノ瀬委員： いろんなところから広報で広げていって、消防団員さんをまた集めていただけたらと思います。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

○成川委員長： 会議の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○成川委員長： 休憩前に引き続き会議を再開します。

第9款教育費の説明をお願いします。

○松村教育総務課長： 歳出 第9款 教育費全般の説明

○松村教育総務課長： 歳出 第9款 教育費の関係部分の説明

○嶋田生涯学習課長： 歳出 第9款 教育費の関係部分の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に質疑を認めます。

御質疑ございませんか。

○一ノ瀬委員： 主要施策成果報告書の117ページの学校司書ですが、1人ふやして6人で今後ふやしていく計画ってあるんですか。

○松村教育総務課長： 令和4年度から新たにこれまで5名だったところを1名増員して、強化をしたというところがございます。今すぐということは考えてはおりませんが、今の段階では、今後様子を見ながら、体制については考えていきたいというふうに思っております。

○一ノ瀬委員： 中学校が1校になることで、一つの学校に一人の司書を置くとか、そのまま6人で、今度は8校を回していくっていう形で取るんでしょうか。

○松村教育総務課長： 現行の6名の中で、8校を運営していきたいというふうに考えております。

○一ノ瀬委員： この学校司書さんなんですけど、私ちょっと他市の司書さんと話をすることがあって、有田市の学校図書室はすごく素晴らしいというお褒めの言葉をいただきました。

またこれからも、この司書さん含め学校関係者の方とまた子供たちに本に触れ合えるような素晴らしい取組を進めていってください。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○岡田委員： 主要施策成果報告書の138ページで、えみくるの利用者が17万4,000人で単純に310で割ったら1日560からになるんですけど、安全面とかは大丈夫なんでしょうか。

○嶋田生涯学習課長： この利用者数につきましては、ジムとプールと延べ人数になってまして、かなり多くの人数で御利用いただいております。安全面につきましては、プールについては十分監視員を配置しておりますので、今のところ大きな事故等はございません。

○岡田委員： 需要は結構多くなってきていると思うので、本当に安全面の十分注意してください。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○一ノ瀬委員： 121ページと123ページの教育扶助事業で、これはご兄弟のご家庭もいらっしゃるんでしょうか。

○松村教育総務課長： お子様が小学校と中学校と両方におられるご家庭もおります。

○一ノ瀬委員： 経済的な理由っていうことで、この学用品にける分のお金を別に回して回ってということは考えられないですかね。

○伊藤教育次長： ほとんどが直接学校に、支払いとかやっていますので、そういう状況はないと考えております。

○一ノ瀬委員： 了解しました。また、チェック機能をきちんと保ちながら、子供たちが健やかに勉強できるようにお願いいたします。

○成川委員長： ほかにございませんか。

○中西委員： 主要施策成果報告書の127ページで図書館電子書籍ライセンス使用料ということで上がっているんですけど、これ4年度の予算のときもメインであって、使用状況はどんな感じなんでしょうか。

○嶋田生涯学習課長： 利用状況といたしましては、小学校や中学校でかなり活用いただいております。内容の充実を図りながら、もっと周知して大人の方にも利用いただけるように広報していきたいと考えております。

○中西委員： 学校で使う、小学校で使うということですか。

○嶋田生涯学習課長： 今小学生もiPadを各個人に配布しておりますので、それを活用して授業等で学校の先生がアドバイスをしてくださって、結構閲覧等、活用してくれています。教育長からも声かけをしていただいているような状況で、小学生、中学生の利用がかなり多いと思います。

○中西委員： 一般の方の利用というのは、どんな感じですか。

○嶋田生涯学習課長： 一般の方は、貸し出しというより閲覧して見る方は結構いますが、それを借りてという数がまだ若干少ないかなと思っております。

○中西委員： 高額な施設システムなんで、フルに活用できるように頑張ってください。

137ページで、修繕の結果、停電時でも照明が使えるというお話だったと思うんですけど、何時間程度の照明を確保できるんですか。

○田廣社会体育係長： 市民体育館のLED化に合わせて、自家発電装置との接続を図ったわけ

なのですが、自家発電装置自体はガスを燃料としておりまして、そのバルクタンクが満タンの状態であれば、ほぼ3日程度使えるのではないかと伺っております。

○中西委員： 分かりました。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○一ノ瀬委員： 131ページの青少年センター管理運営事業でパトロール。防犯メールを見ると結構そういうのは入ってこないの、すごくパトロールが有効に機能しているのかなと思います。この巡回は早朝、何時ぐらいに回られていますか。

○嶋田生涯学習課長： 朝は7時半ごろから登校に合わせたような時間帯を中心に巡回しております。それとこの青少年センター以外でも、市で担当課は曜日を決めて下校時にパトロールをしておりますので、そういう抑止効果は全般的にあると思います。

○一ノ瀬委員： 7時半っていうのは市役所から1台で市内を回っているのですか。

○嶋田生涯学習課長： センターの車に関しましては1台で、回れる範囲で日によって場所を変えたりしながら回っております。

○一ノ瀬委員： たまにもう登校が終わってる時間帯に回ったりするので、それに意味があるのっていう声も聞かせてもらうんです。そういうところも考慮して運行してってください。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

○成川委員長： ないようですので、次の第10款に進みます。

○山本経営企画課長： 歳出 第10款 災害復旧費全般の説明

○児嶋建設課長： 歳出 第10款 災害復旧費の説明

○松村教育総務課長： 歳出 第10款 災害復旧費の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

○成川委員長： ないようですので、次に進みます。

第11款公債費、第12款予備費、実質収支に関する調書及び、財産の調書に関する説明を願います。

○山本経営企画課長： 歳出 第11款 公債費の説明

歳出 第12款 予備費の説明

実質収支に関する調書の説明

財産に関する調書の説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

次に質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○堀川委員： 公債費についてですけれども、今年度の決算でこういう10億何がしの金が出てますが、もう償還が始まっているのかどうかわかりませんが、都市公園、有和中学校、これから建設が始まる病院、こういうのをどんどん建てていくと、この公債費の額はもちろん上がっていくと思いますが、いつ頃がピークになるのか分かりますか。

○山本経営企画課長： 令和8年度、令和9年度が元金、利子合わせまして、元利償還金が12億4,000万円ぐらいになる時期がその2年で、あとは11億円台でその前後を推移すると見込んでございます。

○堀川委員： 確認ですけれども、大体11億ぐらいで推移していくという見通しですか。

○山本経営企画課長： 現在の試算でございまして、今申し上げました令和8年、9年が12億円台、あと10年11年が11億円台、12年13年が10億円台に下がる見込みでございまして、以上でございまして。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○児嶋委員： 236ページ減債基金積立金の有価証券は国債か何かですか。

○森川会計管理者： 国債5億円分買ってございます。

○児嶋委員： 国債は償還日まで持っていれば、マイナスにはならないということなのですが、現時点の評価益であるのか、損であるのか。

○森川会計管理者： 現在は評価損、約1億円程度評価損が出ておりますけれども、満期日まで持つと元の5億円返ってきますので、今現在の状況では売れない状況になってございます。

○児嶋委員： 了解です。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○岡田委員： 先ほどの堀川委員の質問の中で、その中にゴミ処理場とか、病院の費用とか、どのぐらい見込まれているのですか。

○山本経営企画課長： ゴミ処理場は、広域圏事務組合の借り入れになるのをこちらのほうから繰り出して、負担をしていく部分でございまして。そちらも公債費に準ずるものとして、見込みでございまして、元金据え置きもございまして、13年度以降の償還になってくるものと考えてございまして。先ほどの中には含んでございませぬ。また、病院につきましても、病院事業会計での借り入れになりますので、そちらもおそらくこちらからの繰り出しになっていくので公債費に準じたものとなりますので、先ほどの私の答弁には含んでございませぬ。

○岡田委員： 了解いたしました。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 ( 認定 )

○成川委員長： 次の議事に入る前に、このホワイトボードに書いていますとおり、決算第2号、第6号、第5号、第3号、第4号、第7号、第8号と、このような順番で進めてまいりたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

会議の途中ですが、10分休憩いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時21分

○成川委員長： 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、決算第2号、令和4年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、説明を願います。

○福永保険年金課長： 決算第2号、令和4年度有田市国民健康保険特別会計  
歳入歳出決算の認定を求めることについての説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

この件について、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○岡田委員： 決算書の239ページの収入未済額の件数は何件ですか。

○福永保険年金課長： 決収入未済額のところの1億3,900何がしでございますけれども、こちらのほうは、現年課税分、滞納繰越分を含んでおりまして、現年課税分で世帯でございますけれども約400世帯、それと滞納繰越分で約300世帯でございます。

○岡田委員： 回収は大体どのぐらいできてるんですか。

○福永保険年金課長： 収納状況のところ、主要政策成果報告書の141ページをご参照いただけたらと思っております。

そちらのほうに国民健康保険特別会計の賦課徴収費第1款第2項第1目の事業内容のところ、保険料収納状況という表がございます、そちらのほうに令和4年度と令和3年度の実績ということで現年課税分、滞納繰越分のそれぞれパーセンテージを記載してございまして、令和4年度分につきましては現年課税分95.21パーセント収納している状況でございまして、滞納繰越分につきましては、18.62パーセントを収納してございます。合計で83.4パーセントを収納しているという状況でございます。

○岡田委員： 後ほど個人的に聞きます。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 (認定)

○成川委員長： 次に、決算第6号、令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、説明を願います。

○福永保険年金課長： 決算第6号、令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

これより質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 ( 認定 )

○成川委員長： 次に、決算第5号、令和4年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を願います。

○山崎高齢介護課長： 決算第5号、令和4年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

この件について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○池田委員： 流用が目立つんですけど、そこは仕方ないのかな。

○山崎高齢介護課長： 介護給付費のところでございまして、介護サービスを受ける分で、その年度によりまして、各種サービスでその人数のばらつきがございますので、保険給付内では款内流用をお認めいただいていると思います。努力はするのですが、どうしても、このようになってしまっております。

○池田委員： 令和3年度の決算書では、こんなにも利用されていないんですけど、令和4年度に関してはあちらこちらで、ちょっと多いのかなっていう気もするんで、もう少しやっぱりね、予算と決算という観点から言うと、いろんな事情があるのはわかるんですけど、もうちょっと精度を高めていただく必要があるのかなっていう気がするんですけど、どうでしょうか、山本課長。

○山本経営企画課長： 介護保険事業につきましては、介護計画に基づいて3年間の計画で予算を策定してございます。ただいま山崎課長から申し上げました通り、その時の保険給付のサービスを受ける方に流用で対応する、ということでございましたが、予算編成に当たりましては、そちらの実績を勘案し編成してまいります。

○池田委員： わかりました。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。  
質疑終了 採 決 ( 認 定 )

○成川委員長： 次に、決算第3号、令和4年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算について、説明を願います。

○吉野総務課長： 決算第3号、令和4年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

この件について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○堀川委員： 財産収入で約420万ありますが、これはフレアスタックの分ですか。

○吉野総務課長： 主にフレアスタックの貸付の収入でございます。

○堀川委員： ENEOSが操業停止をすると、フレアスタックは残るんですか。

○吉野総務課長： フレアスタックが存在する限りは、貸付収入として入ってくる見込みでございます。ENEOSが撤去するとなったときには、貸付収入というのが途絶えてくるのかなとは思いますが、それがいつ撤去するかという情報はこちらには入ってございませんので、しばらく様子をうかがっている状況でございます。

○堀川委員： 了解。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○小西委員： 財産区の中で主要な施策というのは、伐採するとかということ以外に何かやることはないんですか。

七森の木を伐りに行ったというのは、なるほどなというふうに思いますが、砂浜地区の墓地の周辺も高木になってきて、切るのも大変なんやろうなというふうに思いまして。

中野あたりには巨木がありまして、これを切るのは大変やろなというふうに思っていますが、その予算を決めて、業者にやってよという話がずっと事業として続いていくんでしょうか。

ほかにもう一つ10月から説明会やって、個人の所有を明確にという話を、また我々聞くことになると思いますが、その関係等あったら、施策がこういう程度で、ずっとやっていくのかなという話です。お答えください。

○吉野総務課長： 初島財産区のまずその事業内容につきましては、財産区有地のその管理というのがやはり主なものになってございまして、各自治会からの要望に応じて優先順位を決めて、各年度に実行していくというそのような内容が今後も引き続き行われるのかなといったところです。

市有地の払い下げの件に関しましては、一応財産区とも協議は行っております。市の経費で分筆の費用であったりだとか、そういったところは市の負担をしていく関係もございまして、払い先の収入においても、市のほうで歳入をみるってところも財産区とは共有を図

っておりまして、その旨、了承していただいている状況でございます。

○小西委員： フレアスタックがなくなったら、主要な土地というのは、ないわけですよね。もうなくなってしまうと。出来たときの状況とか、そんなのは全然わかりませんので、フレアスタックのところは借地だというのは、これも大変びっくりするようなことです。

初島財産区として、6,000万ほど貯蓄あるんですが、将来、初島財産区というのはどういう形で収束されるのか。将来構想があれば、お聞きしたいと思います。

○嶋田経営管理部長： 財産区のこの特別会計をいつまで残すのかという議論は、以前も議会のこの委員会でもあったかと思えます。

財産区の管理会の中でも、そのことは議会でもこういう御指摘がありますよというようなことも含めて今議論はしてるところです。

ただ、具体的にいつを目途にこういう形でやっていこうというのは、そこまではいたっておりません今研究段階ということでございます。当面はこの基金を活用しながら、財産区のかなり巨木は確かにありますので、適正な管理をやっていくということでもあります。

市有地の払い下げのこともございますのでそういう意味では、今すぐに財産区をどうにかするというようなことにはならないのかなとは思ってございます。

○小西委員： わかりました。

○成川委員長： 関連して、念のために聞いておきたいんやけども、初島財産区という組織ができたのが、初島町と有田市と合併したときの条件だった。その管理物件を運用する代表的なものがフレアスタックで、その収入で一応管理のことを賄ってる。

情報不足なんやけども、これから10年計画で、市有地の払い下げをやっていくということですが、これ基本的に今は財産区の財産であるのか、元をたどれば市有財産ですが、そこら辺の制度としての整合性はどうですか。

○嶋田経営管理部長： 今回の払い下げの土地に関しては、財産区の管理地であるというふうには認識してございます。ただ、財産区との協議の中でこの事業は、他の場所もありますし、市の長年の懸案事項であり、市の政策として対策を打ってほしいというふうなことでもございまして、管理地としては財産区の管理地ではありますが、事業については、市の一般会計の中で、対策の費用も計上させていただいて、また収入に関しては、財産区ではなくて、一般会計の中に収入するというような、そういう形を今考えてございます。

○成川委員長： これは、それで整合性というか、法的に問題ないんですか。例えば、地ノ島も財産区の土地だったと思います。昔地ノ島にタンクヤードを作るという話もあったけど、何らかのことでENEOSもこれからどういうふうに変わっていくかわからないけども、例えば地ノ島を何か活用するという話が出てきて財産区に貸してくれ、あるいは売ってくれとそんな話が出てきたときは、その時点で協議するのか、制度的なこのことを聞きたいのでどうですか。

○嶋田経営管理部長： 財産区で管理している土地に関して、もし何か動きが出てきたときには当然財産区の委員さんと協議をして、対応していくということでございます。

○成川委員長： 今回はその協議して、市有地の10年計画については、市がやっていく。すべては市が責任持つということになってるらしいんやけども。

変な話、初島の人らが合併の条件でこの土地は、自分たちで管理会を作って管理していく

ということが本来的にはあるんでね、そこでそんなことはないと思うけどよ。これは財産区の土地なので。売れたら収入は財産区へ全部入れてもらいたいという議論はなかったんですね。

○**嶋田経営管理部長**： 管理会の中では、御了解をいただいて、この事業を進めていくということになってございます。その中では今後初島の住民の方にこの話が広がったときに、いろんな意見はあるかもわかりませんが、そこは管理会の中の判断で、こういう方向でやらせていただくということでございますので、そこは区別してやっていきたいと考えてございます。

○**成川委員長**： 多分行政の裁量でできることだと思ふんやけども、これはもう法律で定められたことであるので、念のために弁護士とか中央官庁とかそんなところで確認しておいたほうがいいのではないかと。

○**嶋田経営管理部長**： 財産区の管理地については財産区の中で、こういう方向でいくということを決めていただければ、特に法的な問題はないかと思ひます。この件に関しては都度、弁護士さんとも相談しながら、今計画を立ててございますので、特段問題にはならないかと思っております。

○**成川委員長**： いろんな角度で気をつけて進めてください。  
ほかにありませんか。

○**西口委員**： 財産区で払い下げの話が出たんでついでに言うとかくけども、今の考え方で動かせるのであれば、動かしてみよよ。この問題は今の考え方で動くと思っているのか。

この問題は、港にもあるわけよ。きちんとした計画を持たないと、みんなが知ってる通りよ。古い歴史があるわけよ。それと、感情的にENEOSが今日の新聞にも出てるようにあの周辺が、変革期に来てるわけよ。

そのときに、やっぱりきちんとした考え方を持たずにああだこうだと言ひ出すと、必ず失敗すると思ふ。

これは市民のみんなと話し、地元の人みんなが、有田市全体の大きな事業よ。いろんな説明責任等々については不足していると思ふ。

例えば、財産区の今のやり取りを聞いて、財産区はそんな考え方で、動くと思っているのか。今委員長から言われたことについては、一度持ち帰って、市長とも話して、議会はまだ継続してあるので、機会を見つけてよ、作るほうがいいと思ひます。

○**成川委員長**： 切れ目切れ目で議会に報告してください。

○**嶋田経営管理部長**： 今も何かあれば、議会にもということでございます。

この事業は長年の市の大きな懸案事項でございます。これから進めていく上ではいろんな問題がまた出てくるかと思ひます。その際には、また議会の皆さんにも相談しながら、また皆さんの御理解と御協力いただきながら、進めていきたいと思っておりますので、何卒協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**成川委員長**： ほかに御質疑ございませんか。

○**委員**： なし。

質疑終了 採 決 ( 認 定 )

○成川委員長： 会議の途中ですが、休憩いたします。

休憩 午後 3 時30分

再開 午後 3 時42分

○成川委員長： 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算第 4 号、令和 4 年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明を願います。

○児嶋産業振興課長： 決算第 4 号、令和 4 年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

この件について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○池田委員： 予算のときにこの委託料に関する説明はしてくれていましたか。

○児嶋産業振興課長： やっていると聞いてございます。

○池田委員： する必要はあるんですか。

○児嶋産業振興課長： 平成31年の 1 月に総務省からの通知がございまして、行政人口 3 万人未満の市町村については、令和 6 年 4 月までに漁業集落排水事業および簡易水道事業を公営企業会計へ移行するよう通知が来てございます。その通知に従いまして、全国的にどうか、県内の他市町村、有田市を含む漁業集落排水事業を持たれている自治体は、公営企業会計に移行するというふうに聞いてございます。

○池田委員： 650万。ずっと一般会計から繰り入れて、借金返していった中でね、この650万何がしを使って、公営企業化にするメリットって、例えば、公営企業法は独立採算じゃないですか。どう考えても、これ採算取れないじゃないですか。

例えば、公営企業にして、企業債に切り替えてよりメリットのあるものに借り換えるとかっていう考えでやってるのか、何か公営企業にすることによってメリットってあるんですか。

○児嶋産業振興課長： 公営企業会計に移行することに対するメリットとしては、損益情報だったりとか、資産負債等のストック情報が公会計でやるより明確になるということで、他企業との経営状況の比較が可能になるというようところがメリットであると考えてございます。

○上田経済建設部長： 今、池田委員おっしゃったようなメリットという中で、運営状況をどう考えているんだっていうところを聞かれたのかなと思います。

まず一つはこの制度、今も児嶋のほうからも説明いたしました、日本全国の中で私どもみたいな 3 万人以下で今ほとんどは運営として、一般会計から繰り入れられてるっていう非常に財政基盤が弱い法費的会計であっても、これはしなくてはならないというのが一つございます。

メリットがあるのかっていうところであったんですけども、国においては、まず本来なら

ば平成31年までにはなるべく移行はしといてほしいというのが国の意向でありましたが、やはり、さきほど説明した31年1月に、やはり移行していない自治体が多いというところがございます。そこで総務大臣通知が平成31年の1月に生まれて、人口3万人未満の市町村においても、やはりその当時は平成35年、令和5年までには移行することが必要であるというところが謳われましたので、メリットという中でとあるんですけども、まずこれはもう日本全国の法非適用の企業会計であっても、移行するというところがひとつ前提になるというところがあって、国の指針の中で動いてございます。

その中で、やはり私ども独自財源というのは、一般会計から出させていただいてますので、この移行するにも、やはりさきほど言ったように固定資産を調査するとか、会計方針とか勉強するとかこれを委託するっていう中で、やはり国の中においては、財源措置というのを起債を認めてくれると、起債の中でも交付税措置を今までないものを重点化するっていうのがまず1個あるので、方針として企業会計へ移ってくれよというのがあって、今回するというのがまずそれは手続き論の中で一つございます。

委員おっしゃってくれましたここからの運営でございますけども、やはり今どの自治体においても著しい人口減少になっていて、料金収入が減少している。これはもう先般私どもも言われてございますし、これから施設が老朽化してくるという状況になってございます。

こういう中で、やはり将来にわたって矢櫃、逢井の漁業集落排水事業を運営していく中では、やはり厳しい道でありますけれども、市民の方に今どんな経営をやっているのか、分りやすいようにするというのが、やはり企業会計という中でありますので、まずはここを取り組んで国の施策の中である、令和6年度から企業会計に移行するというのに取り組みたいというのが私どもの今の取組信条でございます。

○池田委員： 企業会計に切り替えると、企業債は認められるの。借り換えはできるのでは。

○上田経済建設部長： 下水道債で借りてる分は、そのまま償還の義務がございます。

○池田委員： そのままなん。

○上田経済建設部長： はい。

○池田委員： その有利なものに借り換えができない。今は多分無理だと思うんやで。公営企業になるんでしょう。

○上田経済建設部長： 借り換えは難しいと思いますが。

○池田委員： 借り換えというか借りて返すみたいな。企業債を起こして、今の利率より安いお金を借りてというのは出来ませんか。

○上田経済建設部長： その議論では今までいろいろしてきた中で、一般会計等々で繰上償還になるかと思いますが、一般会計でも漁排でも発行できて、利率を低く借り換えができれば、私どもも考えてやってたかと思うんですけども、こういう局面であって、国が認められないというところであれば、できないのかなと今はそう考えてございます。

○成川委員長： 視点を変えて、お聞きしますが、国のほうからは地方公営企業法の適用をするようにということで、600万、これは一回きり。

○児嶋産業振興課長： 債務負担行為で2箇年で令和4年度と令和5年度でさせていただいています。

○成川委員長： 総額は幾らよ。

○児嶋産業振興課長： 1,200万程度となっております。

○成川委員長： これはプロでないといけないんやな。その前提にあるのが国が地方公営企業法化しなさいよという通知があって、それにするにはこれが必要ということですが、僕は地方公営企業法で中身が明確化したり、運営が簡素になったりするのかもしれませんが、抜本的な解決にならんとと思います。この事業自体が、もう既にこれ事業が始まってから施設も老朽化してるし、どれぐらい経つんかな。

○児嶋産業振興課長： 矢櫃の漁業集落排水施設に関しましては平成16年から、逢井に関しましては、平成19年から供用開始してございます。

○成川委員長： 20年以上。これも国の事業の流れがあって、それをするということでしたが、やっぱりこの事業を検証していかんと、公営企業になろうが何しようが、施設は老朽化する。まだ借金が半分ほど残ってる。それで、老朽化した施設はいずれ建て替えの時期が来る。そしてまたその次にこうやって一般財源で補っていかないと、永久にお金のいる事業が続くわけで、ほんまにそれでええんかなということを考えて、一度根本的な、例えば、施設が老朽化して限界も来ると思うんよ。そのときにまた莫大なお金がいって、莫大なお金。またそれを維持管理するのに同じだけお金がいる。市にとって、その方向で間違っていないかどうか、その公営企業も国の指導に従ってやることで、さきほど池田委員も言ってたように大きなメリットでもあったらいいけども、3万以下の人口のところで困ってるのを国が助けますと言うんだったらいいけど、そんなことはないと思うので、口先だけでお金ついてこないと思う。

そんな中でこの事業そのものを根本的に将来にわたって、有田市の未来にどんな位置づけで、どんなふうやっていくかっていうことを、僕はそれいつも言ってます。今、結論の出る話じゃないけど、これ大事な話なので、ぜひ真剣に努力して、良い方向を考えてください。

○西口委員： 池田委員と委員長と、いろいろ言ってくれましたが、基本的にはこの事業自体は、失敗と思っているのか、成功と思っているのか。捉え方。私は失敗だと確信をしております。決算のときに繰り出しをずっとやってる。それに対して、国から言われたから公営企業に適用する。なんのメリットがある。大きな十字架を背負うことになる。

分かってますか。公営企業法とは何であるかと言うたら、ここに経営の基本原則第3条、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進することに運営されなければならない。」そして第5条では、「地方公営企業に関する法令並びに条例、規則およびその他の規程は、すべて第3条に規定する基本原則に合致するものでなければならない。」といろいろの制約があるけれども、その中で、何のメリットがある。

こういう数字を見ても、公営企業に移行するのに1,200万もかけて、そのときに議会も今みたいな議論をすべきであって欲しかった。それとさきほど部長から説明があったけども、こんなもん、財産の管理ができる、固定のこんなことができるっていうのは、状態を把握していて当たり前のことよ。これからみんなが真剣に議案に関心をもって取り上げていかなあかんと思う。

○成川委員長： これについては長い経過もあって議論もある。地域の環境改善という一つの側面もあるわけよ。他の例えば公共下水道でも、見えないけども実際はコストかかる。そ

の行政コストとして、この有田市の漁排事業が永久に続いて行って、それで、成功か、失敗か。西口委員は失敗と言ってますが、収支の面から見たら大失敗よ。

ぜひ重要課題と捉えて、努力を惜しまず、やってください。

○上田経済建設部長： さきほどからの御指摘の中で、私ども公務員として、政策を大きく進めるときには、やはり判断していただく方に客観性を持った情報上げて行って、何点かの選択肢の中で判断を仰いで行政政策を進めていくっていうのが、我々やはり補助機関としての公務員として、多岐に渡って選択肢を考えて最良の判断ができるような材料を判断者に上げるといって中で政策がスムーズに進行して、市民の方々の生活に寄与できるような取組をせよという、今議会のほうから御指摘があったことにつきましては、肝に銘じて真摯に対応していきたいと思っておりますので、委員長始め意見をいただいた方のことについては、まずは移行について取り組ませていただいて、その後この事業が進むように取り組んでいきたいと思っております。

○成川委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 認 定 )

延 会 午後4時16分

令和 5 年 9 月 定 例 会  
予算決算委員会記録 【決算の部】

令和 5 年 10 月 18 日 午前 10 時 00 分  
全員協議会室

- 付託案件
- 決算第 1 号 令和 4 年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を  
求めることについて
  - 決算第 2 号 令和 4 年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第 3 号 令和 4 年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の  
認定を求めることについて
  - 決算第 4 号 令和 4 年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第 5 号 令和 4 年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の  
認定を求めることについて
  - 決算第 6 号 令和 4 年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第 7 号 令和 4 年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び  
決算の認定を求めることについて
  - 決算第 8 号 令和 4 年度有田市立病院事業会計決算の認定を求め  
ることについて

出席委員 成川 満委員長・花野仁志副委員長  
西口正助委員・福永広次委員・生駒三雄委員・堀川 明委員  
児嶋清秋委員・岡田行弘委員・池田敦城委員・小西敬民委員  
中西登志明委員。一ノ瀬敦子委員・川島 強委員・武田豊治委員

上山寿示議長

当 局

経営管理部 嶋田博之経営管理部長・早川ちひろ経営管理部理事  
山本芳規経営企画課長・瀧谷年克病院改革参与  
福永晃久病院企画室長・谷中祐子財政係長  
古川久仁朗病院企画室主任

市民福祉部 大松満至市民福祉部理事

水道事務所 北野宏幸水道所長・馬倉三喜水道課長  
井本恵介工務給水係長・北野武亮業務係長

開会 午前10時00分

○成川委員長： 開会あいさつ

○成川委員長： 決算第7号、令和4年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定を求めることについて説明を求めます。

○馬倉水道課長： 決算第7号、令和4年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定を求めることについての説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

この件について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○中西委員： 11ページの有収水量で隔月検針になってというところ、理解しにくいので、詳しい説明をお願いします。

○馬倉水道課長： 令和3年度から隔月検針ということを導入しました。

それは毎月検針していたものを隔月に変更したもので、2箇月ごとの検針に切り替わるときには、検針の空白月が発生して、その月分の請求ができなかった、それは請求が消滅したのではなくて次月に伸びたというイメージになりますけれども、それを受けて令和3年度の給水収益の決算としては11箇月分相当になったということで、去年は1箇月分少ない給水収益になっていたために、令和4年度は従前のおりになりましたので、それが自然に増えたという理解になりますと、誤解が生じますので、あえて説明させていただきました。

令和3年度は給水収益が少なかったっていうことを申し上げたかったということです。

○中西委員： 令和4年度は隔月検針ですが、12箇月分として計上されているという理解でいいですか。

○馬倉水道課長： 令和4年度は隔月検針を実施しておりますが、給水収益としては12箇月分の決算額になっております。

○中西委員： 隔月検針で12箇月分っていうことは、1箇月分は見込みではないんですか。

○馬倉水道課長： 毎月検針から2箇月ごとの隔月検針に切り替わったときだけ1箇月間検針が飛んだために、その分の検針ができていないので請求も出来ませんでした。その月分が、令和3年度の12箇月を切り取った場合に、11箇月分しか計算できなかったということで、それ以降はもうずっと12箇月の給水収益の計算で行われております。

○中西委員： 決算の数字拾ってるのは、3月末ですよ。3月末に検針は必ず行うという理解でいいですか。

○馬倉水道課長： 検針は隔月ごとに例えば4月、6月、8月で、請求は2等分して毎月行っております。3月の決算月に検針を行って締めたということではなく、給水収益の積み上げが3月決算に1年間の総計として、給水収益として算定するということです。

○中西委員： 2月末に2箇月に1回だったので、2月末に検針しました。3月末には検針しません。次4月末に検針しました。3月分は、2箇月に1回だから、それは1箇月間飛ぶってこと、そうではないんですよね。。

その辺の理解ができないのですが、それを見込みじゃなくって、2月末の数量がそのまま3月へということではないのでしょ。2箇月検針を始めるときに説明をききましたが、それがちょっとわかりにくいんですいません。

○馬倉水道課長： 始めたときのことについて説明させていただきたいと思います。

令和3年度から開始しました隔月検針ですが、河南は3月まで毎月検針を行い、5月から始めました。河北は4月まで毎月検針を行って、6月から始めました。その河南の4月分、河北の5月分が、この開始したときには1箇月検針がない月が発生しました。初めの導入の際にのみ、1箇月請求できなかった。説明が繰り返しになりますけれども、その請求自体が消滅したのではなく、1箇月遅れだったのが2箇月遅れにということで、今は2箇月ごとの隔月検針、毎月請求をさせていただいています。そのときだけスライドしたのであって、その後はもう年間通して、令和4年度は12箇月分の給水収益が発生しています。

○中西委員： 後ほどゆっくりとお話しさせていただきます。

○成川委員長： 関連で私のほうから、令和3年度から2箇月検針で請求は1箇月ごとにやるという切り替えでこういうことが起こってるんだけど、2箇月検針で、合理的にやろうということで始まった。目に見えた効果はないと思うけど。こんなケースはどれだけあるかわかりませんが、1箇月検針をしていれば、例えば、漏水してることがあったら、1箇月検針の時点でわかるけども、その2箇月検針になったら、そのときにしか漏水を発見できないということが起こってないんですか。

○馬倉水道課長： 物理的に1箇月ごと検針だったものが2箇月ごとになるので、次の検針までの期間は倍になります。その間に宅内の漏水の発見が毎月検針に比べて遅れるということが起こり得るとするのが事実だと考えていますが、市民の方々には蛇口を全部閉めて、そのときにメーターが回っていないか確認してくださいという啓発を行いつつ、宅内の漏水を防止しているところでございます。

○成川委員長： 市民の皆様には御協力くださいということですが、実際にそれをやってみて、漏水を発見したケースはありましたか。

○馬倉水道課長： 検針員さんも、そういうところを徹底していて、漏水の気配があるというところは、必ず検針票に記載して、市民の方に通知するという仕組みは、徹底して行っているところでございます。

○成川委員長： これは制度が移り変わったので、そういうことは起こり得るという話ですが、市民の皆さんのために速やかに対応できるようにしてください。ほかにございませんか。

○一ノ瀬委員： 先ほどの委員長の話なんですけども、実際ある高齢者の方から、自分は毎月1,000いくら分しか使っていないのに、本人の瑕疵がなく漏水で、3000円以上の請求が届いたので、どうしたらいいんでしょうっていう話在实际あります。その方については、相談して対応させてもらったんですが、もし、漏水に気付かずに支払ってれば、その分は水道事務所で分かるのですか。払いすぎてる分を返金するとか。

○馬倉水道課長： 漏水に対しての軽減措置がありまして、漏水を発見して、修繕して改善

されたその水量の差を根拠に、その半分ですけれども、2箇月に限ってお返しする仕組みはあります。市民の方には漏水があるときには周知して、軽減申請を促して、返金なり充当なりをさせていただいているところです。

○一ノ瀬委員： 受け取った方はもうどうしたらいいんだろうって、特に高齢者とか、制度に詳しくない方、周知はされているとは思いますが、さらにわかりやすい丁寧な周知の仕方を心がけてください。

○成川委員長： よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

○花野副委員長： 有収水量と有収率のってというのはどういうことなのか教えてください。ここの2点については、令和3年度に比べて令和4年度は増えてますね。ほかの配水量については、全体で66戸減少、前年度より500人減少しているところで、これはその配水量については、減ってきているのは、数字を見ればわかりますが、有収水量と有収率が増加になっているのは、どういう意味合いか教えてください。

○馬倉水道課長： 配水量というのは配水する全体の量で、有収水量というのは各家庭の使用水量の積算で、料金になった水量で、そこに差があります。その率というのは配水水量に占める有収水量の率が76.3%ということです。

○花野副委員長： この数字の見方としては、有収水量は料金ということでこの数字になっているということであれば、利益は上がったという解釈でよろしいんですね。

○馬倉水道課長： その通りです。収益がふえたということで理解していただいて差し支えありません。

○花野副委員長： 利益が上がってるというのはよくわかるんですけども、66戸の減少と給水人口が500人減少していることに対して何か反比例しているイメージがありますが。

○馬倉水道課長： 先ほど説明いたしました通り、令和3年度は、特例的に11ヶ月の請求だったために、料金になった水量は少なかったということです。令和3年度は事情が特別だったということになります。

○花野副委員長： 先ほどの質問の中での検針の1箇月のずれの部分という解釈でよろしいですね。

○馬倉水道課長： そうです。

○花野副委員長： 了解しました。

○成川委員長： 要するに令和3年度から2箇月検針になりました。検針してから、遡って、その前の2箇月の分をやるんで、この切り替わったときに収入が1箇月遅くなってる。ただくけども1箇月遅くなった。こういうことやと思うんでね、そんなふうに言ったほうがわかりやすいのではと思います。ほかにございませんか。

○岡田委員： 隔月検針になって、効果はどのぐらい出ているかわかってますか。

○馬倉水道課長： 検針員さんの主に人件費として、約500万円というふうに見込んでます。

○岡田委員： その結果というのは、まだわからないのですか。

○北野水道所長： 結果というか、その内容として料金包括業務委託、その中で見込んでおりますので、それを見据えた金額で契約しております。

○岡田委員： 500万で確定したと考えてよろしいですね。それと、約1年で500人給水人口

が減ってますけども、以前値上げの話もありましたが、具体的にどのぐらいで実施したいという考えは決まっていますか。

○北野水道所長： 値上げに関してですが、実際収益は毎年減っておりますが、前回の値上げが平成29年、その年から厚労省の5箇年の基幹管路交付金事業を始めていますが、現在2回目の5箇年交付金事業を行っており、終わるのが令和8年で、その年までは今の料金を維持していきたいと努力しております。

○岡田委員： 今、管路工事もされてると思いますが、市内で一番古いのはいつのものになりますか。

○井本工務給水係長： 昭和35年の管です。

○岡田委員： 以前、こういう質問をしたときも昭和35年という答弁だったと思います。その距離というのは結構残ってるものですか、

○井本工務給水係長： 35年の管は延長が250メートル程度です。

○岡田委員： 支障のないように早く管路の整備、よろしくをお願いします。

○成川委員長： 今のことに関連して、老朽管の入れ替えの計画、災害対応の面もあるので、今計画的に進めていますが、老朽管の取り換えはどれくらい進んでいますか。それと何年までの計画か。

○井本工務給水係長： 基幹管路の耐震化率ですが、令和4年末で24.1パーセントになります。これが毎年1キロずつ更新して、25年かかりますので、令和29年までの計画です。

○成川委員長： 今計画的に進めてください。

ほかにございませんか。

○花野副委員長： 関連してですが、計画的にということですが、老朽管の交換はもちろんですけども、3年前ぐらいだったか、糸我の水道、あそこのポンプが浸かってしまって給水対応しないといけない状態になったことを受けて、星尾地区から国道を通してジョイントすることで解消できるというお話を確認しておりますけども、そういう緊急時に対応する工事はどれぐらいのスパンで考えられていますか。

○井本工務給水係長： 来年、再来年度で糸我配水池から鮎茶屋の前までの管路更新を計画しております。それで糸我地区の問題は解消される予定になってます。

○花野副委員長： ありがとうございます。

○成川委員長： ほかにございませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 ( 認定 )

○成川委員長： 次に、決算第8号、令和4年度有田市立病院事業会計決算の認定を求めることについて、説明を願います。

○福永病院企画室長： 令和4年度有田市立病院事業会計決算の認定を求めることについての説明

○成川委員長： 説明は終わりました。

これより質疑を認めます。

○児嶋委員： 8ページの貸借対照表のところですが、流動資産のところ、未収金は5億6,886万余し、未収金がすごく多いように思いますが、年間の医療収益からいくと、19億かそれぐらいです。単純に12か月で割ったら、1ヶ月1億6,000万とかあって、実際請求してから2箇月ほどかかるという話ですから、3億かその辺かなと思ったのですが、なぜこの大きな5億が出るのでしょうか。

○福永病院企画室長： 診療報酬に係る未収金ですが、未収金5億6,886万850円となっております。診療報酬に係る未収金としては、2億8,379円、これは令和5年の2月分、3月分の未収金となっております。新型コロナウイルス感染症に係る病床確保事業補助金が2億2,727万1,000円、これが未収金の中に入っているということになってございます。

それとあと個人未収金、約1,800万がこの中に入っております。

○児嶋委員： コロナの病床確保のお金が入っていないので、未収となっているのですか。

○福永病院企画室長： その通りでございます。

○児嶋委員： 令和3年度とコロナの比較をして、どうですか。

○古川病院企画室主任： 御質問にありました令和3年度と令和4年度の比較というところで言いますと、病床確保料につきましては、令和元年度は10億1,672万の収益がございました。令和4年度につきましては、6億9,651万となっております。先ほどもありました未収金の中の補助金、病床確保料につきましては、病床確保料の10月から3月分につきましては、まとめて県から交付されるという形となっております。その申請時期が3月31日で最終的に押さええますので、どうしても交付されるのが翌年度になりますので、未収金のほうに計上させていただいております。

ですので、令和4年度の補助金の中の病床確保料を計上しております6億9,651万円の中には、先ほどの未収金も加味されております。

○児嶋委員： それで大体わかりました。大きな金額だったのでなぜかなと思いました。ありがとうございます。

○成川委員長： ほかにございませんか。

○中西委員： 4ページの損益計算書の中の医療外費用で、(2)雑損失9,242万9,722円その内訳を教えてください。

○福永病院企画室長： これについては、消費税に係る支出分を雑損失として計上してございます。仮払い消費税および地方消費税分が、1ページの決算報告書の中の収益的収入および支出の中に、消費税分として書いているものでございます。

仮払い消費税および地方消費税から仮受消費税および地方消費税分を引いた額に、前払い消費税1,287万3,300円を現金で支払っておりますので、それを加えた額が9,242万9,722円となるわけでございます。

○中西委員： わかりました。ありがとうございます。

○成川委員長： ほかにございませんか。

私のほうから。今年の4月から指定管理者に移行しました。大きな転換期にあつて、先ほ

ど質問もありましたが、その減資とか、退職金とかいろんな要素が出てきて、理解しないといけないけども、難しいなと思っています。その中で、退職給付費が要ったわけで、ここに記載されている12億1,693万だけかな。

○福永病院企画室長： 実際、公営企業会計として、収益費用計算書に掲示しているのは、この12億の金額になりますが、30ページの会計処理に関する注記のところを御覧ください。この一番下、その他、退職手当としては、実際に13億3,432万2,603円を支出するために退職給付引当金1億1,739万3,918円を引当金から取り崩しております。

○成川委員長： 経営の中身が変わったので、一時これが要ったということですね。この退職給付金、さっきの説明で差額が12億ですが、この一時のことなので、資金手当するために、一般会計から3億繰り入れという話ですが、その後はどうなるんですか。起債か何かを起していますか。

○福永病院企画室長： 退職手当債として、6億5,000万円の起債を行い、それと自己資金として、その残りを支払ったということでございます。

○成川委員長： その退職手当債というのは、市が払うのですが。

○福永病院企画室長： 市で払っていきます。

○山本経営企画課長： 病院事業会計での起債でございますので、病院事業会計からの支払いになりますが、財源元は一般会計から繰り出すことになる見込みでございます。

○成川委員長： ほかに何かありますか。

○花野委員： 退職手当債、6億5,000万というのが、28ページにきのくに信用金庫と書いてありますが、ここから借り入れているということですね。この6億5,000万は、返済していかなければいけないわけですよ。どのぐらいのめどで返済をしていくのか。

○福永病院企画室長： 令和10年の3月31日まで、毎年1億3,000万円ずつ返済していく計画になってございます。

○花野委員： 5年間ですね。

○福永病院企画室長： 5年間でございます。

○花野委員： 13ページの、平成30年から経営指標の推移のところですが、これを見てみますと、なぜこういう悪化をたどっているのかと。全国平均から見たら、どんどん悪化しているわけじゃないですか。今私がここでこういうことを言うのもおかしい話ですけども、以前からそういう話は出ていたのだろうと思いますけれども、今後、新しい体制になっていきますが、こういうことのないような経営管理、運営をしていくべきかと思えます。

○成川委員長： さっきの話に戻って、指定管理者に切り替わった。過渡期なので、職員に一旦退職してもらい、退職金を払って、一から次のところへ移ってもらう。こういうことでありましたけれども、退職金というのは本来、市が経営していた場合でも先々いるお金よ。それを先にその時点で、払っているわけですけどね。その分、今度の新しい経営体はその分多少肩が軽いと思えます。

一番大事なことはいろいろ減資もありました。退職金の切り替えのときに要って、こうやって起債を発行したのは市ですか。

○山本経営企画課長： 会計で言いますと、病院事業会計での起債に属しますが、借り入れたのは最終的に市でございます。

○成川委員長： 一番大事なのは、4月から新しい指定管理者制度が導入されました。ここで比較したら、経常収支比率が落ちてきて、やや健全みtainな格好にはなっていますが、指定管理者制度になって半年、まだ評価するところまではいっていません。累積赤字が溜まっていて、大変な損失ですね。それを今度減資して、退職金も先に払って、こういう形に変えている。半年で評価はできませんが、現時点での見通しとして、今まで、市が直営でしていた時と、指定管理者制度に移行した今を比べて、経営体質も良くなったと思いますか。

○嶋田経営管理部長： 指定管理者制度に移行して半年ほど経過した中で、きちっとした両者の今の状況の確認というのはまだできていませんが、一応毎月经営状況の報告はいただいています。

そんな中で一つは、やはりコロナの影響を依然として引きずっているというのがまずあります。一旦コロナの関係で患者が落ち込んで、それがなかなか回復してこないってようなところが一つあるのかなっていうのと、一方で補助金、確保料はもうなくなってしましますので、そういう中では厳しい経営環境の中にあるという認識でございます。

あと移行に伴うスタッフの退職なども一定数あって、そこへ振興協会からの応援も受けながら、今徐々に体制を整えつつあるというようなところである聞いてございます。

見通しとしては、まだ半年の段階ですので、今後、下期に向けてどういう形になるかというところで、なかなか申し上げにくいのですが、はっきり言えることは、やはり民間的な経営になっているというところで、働いている方には大変辛抱をしてもらっていますが、人件費の抑制であるとか、あるいはいろんな経費なんかも、協会のスケールメリットを生かして、押さえるところは押さえている効果が、少しは出ているのかなと思ってございます。

○成川委員長： コロナ感染症の国の補助金が結構入っていたので、ここ2、3年黒字みtainな格好になっていますが、2類から5類になって補助金はなくなったのですか。

○福永病院企画室長： 9月30日までありましたが、それからはなくなってございます。

○成川委員長： 今年の9月30日までであった。国が半年、いくらぐらいみてくれたのですか。

○古川病院企画室主任： まず病床確保事業補助金につきまして、令和5年の4月1日から5類に移行するまでの間、こちらは令和4年度に引き続き、単価が7万1,000円という額で算定をさせていただいております。5類に移行しましたのは5月の8日からありますので、4月1日から5月7日までにつきましては、約5,300万と聞いております。

続きまして、5月8日から9月30日までにつきましては、病床確保料の単価が下がり、全国一律で、3万6,000円に下がっております。その結果、入ってくる額も、令和4年度に比べて下がってしまいます。それで約2億3,000万と今のところは聞いております。

○成川委員長： 5月8日以降は半額に下がったということですね。

○古川病院企画室主任： そうです。

○成川委員長： 全部で3億ぐらいですか。

○古川病院企画室主任： 3億いくかいかないかというところですよ。

○成川委員長： 今ざっと計算して。

○古川病院企画室主任： 申し訳ございません。最終的に9月30日に締めて、実績報告等を含めた上での確定は出ると思います。現状では、3億足らずかなというところは聞いております。

○成川委員長： 病院の運営は、コロナ禍を引きずって低調だという話ですが、この3億で埋められるのですか。

○西口委員： 指定管理の今年の予算の計画書ありますよね。その中では今議論している3億は含んでいない。2億5,000万で契約したけれど、あの7億とか10億とかあったお金はどこへ行ったのかと思っていました。計算に入れていない。今、半分になったからどうこうというのは、半年間の経営の中には全く関係ない話です。数字的には確かに関係ありますが、多分入ってなかったやろ。

○成川委員長： そこら辺大事なところだと思います。

○嶋田経営管理部長： 以前説明させていただいた振興協会の収支計画の中では、コロナの影響はその中で見込んでいません。通常ベースでの収支の計画になってございます。そういう意味では、コロナの影響を引きずっている部分については、確保料でどれだけ補填できるかということになるかと考えてございます。

○成川委員長： その約3億入ってくるの見込んでいないということですか。そういうことですね。

○西口委員： 3億を見込まなくても一年間計画通りにいけば、来年の3月31日には500万円ほどの利益が上がると、それで経営をするというので、話がついているわけです。

○成川委員長： そこへ入れていない3億が入ってきたら。

○西口委員： 収益が上がるということよ。

○嶋田経営管理部長： 計画では、コロナの影響を考えずに、通常の状態での収支の計画になってございます。やはりコロナの影響を引きずってございますので、病床も全て使えるわけではないというようなこととか、いわゆるコロナの影響による減収分というのは当然あります。その分は確保料で、補填するという形ですので、ふいに3億いただけるということではないというふうに考えてございます。

○成川委員長： 指定管理者制度に変わり、一番大事なものは、市民サービスがより向上してみんなに喜んでもらえることです。当然収支計画もしてもらわなければいけないわけですが、まだ評価する段階ではないと言いましたが、これは市民の声ですが、朝は8時からですか。

○福永病院企画室長： 8時30分からということになってございます。

○成川委員長： 8時30分から開ける。皆、診察券を早く出さなければ遅くなるというので、特に高齢者の方はせっかちだから、かなり早くから来ているのですが、外にはベンチが少ししかなく、ずっと立ったままなので、気の毒だという声があります。病院の受付整理上のこともあるかと思いますが、早く鍵を開けて中に入れてほしいという声もあります。

指定管理者制度になったことは、一般の人にはわかりません。しかし、一番大事なことは、この病院サービスよくなっていいよって言ってもらえるように。頼んでおきます。

○古川病院企画室主任： 先ほど5月8日から9月30日まで、約2億3,000万という発言をさせていただきましたが、まず一つ訂正をお願いさせていただきたいと思います。

2億3,000万については、差額分という形だったので、実際のところ6,000万ぐらいになってしまいます。昨年度と比較の数字を間違えて発言してしまいましたので、訂正をお願いしたいと思います。

○成川委員長： 3億ぐらいくれるのかと思いました。

○古川病院企画室主任：それが昨年度との差額が2億3,000万だったっていうところを、私は見込みとして発言してしまいましたので、実際のところは6,000万ぐらいの収入です。

○成川委員長：単価ものすごく安いのですか。

○古川病院企画室主任：3万6,000円になっています。今確保している病床数の約半額になります。昨年度は45床でしたので、その分との差額は2億3,000万ほどになるという話だったのですが、それを間違えて発言してしまったので、その訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

○成川委員長：よく訂正をしてくれました。

○西口委員：経営で数字というのは71,000円で45床かける365日が最高の金額だった。それが5類に変更し、病床数が変わったら、数字が変わるのがわかっている。それに71,000円が半額になったとしたら掛け算をしたらわかる。それを経営がよくなったかどうか議論すること自体どうか、予算決算委員会よ。そういう基礎的な数字をお互いに認識し、議論していかなければ、違う方向へ行ってしまう。

だから、先ほど委員長も別の意味で言ったけれども、指定管理者制度になって、こんなに変わった、予測よりもこういうことが今、未達成で我々が考えていたよりもうまくいかないというような明確な答弁を出して、改善していくべきだと思います。そして、この指定管理者制度に移行した検証をしていくのが一番お互いに大事だと思います。

スタートから、納得できない部分と、不透明さを持って動かしているという部分が、議会にも責任があると思いますが、これはもう市長の責任だと思います。あなた方3人は今どこで勤務しているのですか。

○福永病院企画室長：市立病院内で勤務してございます。

○西口委員：4月1日から市立病院内でまだ勤務している。指定管理に移行して、そういう組織論をきちっとしてあげなさいよ。彼らも今日はこうして説明して云々であって、4月1日から会計の運営を引き継いだわけですね。それを借入金から何から全部責任もって答弁をしていくとなると、やっぱり気の毒な部分もあると思う。なかなか思ったことも言いにくい部分もあると思う。病院会計だけが残っているのだったら、向こうは向こうでしょ。経営においても意見は言えない。

それともう1点。公営企業法を病院なのでまだ適用して会計を残しているのか、それともなしにしてやっているのか。

○福永病院企画室長：地方公営企業法を適用してございます。

○西口委員：している。

○成川委員長：私はてっきり、経営企画課が病院の担当だから、そのあたりに座っているのかと思っていました。病院に座っているのですか。

○嶋田経営管理部長：病院の担当として、経営管理部の経営企画課の中に病院企画室というのを設置しまして、この4月から職員を配置しております。現在、敷地は市立病院の中ですけども、市立病院の別館といいますか別室で、彼らは仕事をしております。

これは病院、振興協会とのいろんなやり取りであるとかですね、建設に向けての協議であるとか、そういったことをやっていく上では、そのほうがやりやすいといいますか、そういうようなところで現在は、向こうに執務室を置いた状態でやっております。

○成川委員長： とりあえず今、過渡期なので、連携していかなければならない。市は市の立場として、敷地は病院だけ、病院企画室としてやっているということですね。はい、わかりました。

○西口委員： こっちに来て本体の考え方と一緒にするのがいいに決まってる。これは考え方の相違なので、組織論からすると、振興協会との協議のために彼らが向こうにいるのは逆だと思います。問題が起こったらすぐ相談できて、対応できるスピーディな組織を作るほうが正常だと思います。

○瀧谷病院改革参与： 我々は今病院企画室というところで仕事をさせていただいておりますけれども、特にまだまだ振興協会との調整が結構業務的に多くございます。そういう中で、場所的にも病院の中で今、仕事させてもらったほうが、すぐさま連携を取りやすいというか、相談もしやすい状況にもありますので、今年1年は少なくとも今の病院にいたほうが、何かと仕事もやりやすいのかなと思っている次第でございます。

○西口委員： その考え方が間違っています。瀧谷さんのおしゃっていることは、4月1日以前までに詰めておかなければならない問題よ。不透明な部分があるから今協議をしなければならぬ。

○花野委員： 4月から指定管理者制度ということでスタートを切ったわけですけども、民間企業であっても、やはり毎月毎月の決算の数字をきちっと見ていただきたい。もう半期に入ってくると思います。一応ここで半期のまとめといったところで現状の実態を把握してもらって、議会に報告なりをしてもらえるという取り決めで、何かあったような気がしますが、またそっちの方向での報告等も含めてお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○成川委員長： よろしく願いします。ほかに御質疑ございませんか。

○瀧谷病院改革参与： 先ほど部長からもお話がありました、4月から地域医療振興協会に市立病院の運営をしていただいております。

特に最初の頃はかなり人の出入りが、退職等もあった関係もあり、またご存知のように今5階の病棟が54床ありますが、5階病棟をコロナ病棟としていますので、今まだ154床ありながら、実質は99床で運営しているという状況でございます。

外来のほうは戻ってきてはおりますが、まだ入院の患者のほうはまだなかなかそういう全体的な運営ではないものですから、まだそこまでは至ってないと。ただ先ほども部長からもお話がありましたように、非常に指定管理をしていただいて、人件費なりいろいろ切り詰めるところは切り詰めていただいた中で、毎月の決算状況報告をいただいております。

それを見ると、当初の頃はかなり悪いなというのがありましたが、ここへ来まして、かなり数字的にも良くなってきているという状況でございます。指定管理をしていった効果というのが徐々に始まっているのかなというところを感じている次第でございます。

ただ運営状況につきましても、我々も毎月非常に気になるところでございますので、毎月の状況を確認しながら、また半期の状況につきましても、どこかで一旦運営状況につきましても、御説明できるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○成川委員長： 心配していろんな議論もありますが、やっぱり指定管理者になりました。

一生懸命その過渡期で、うまいこといくように努力しているので、指定管理者制度というのは4月にスタートしました。ここからスタートなんでね。皆さんも努力して、効果が上がるように頑張ってください。

ほかに何かございませんか。

○池田委員： 個人の未収金の対応はどうしていますか。

○福永病院企画室長： 現状は自主納付でしかできてないところがございます。

○池田委員： 今後はどうしていくつもりですか。

○福永病院企画室長： 債権について調べて、欠損なり徴収なりっていうのを考えていくことにしたいと思います。

○池田委員： 欠損するの。

○福永病院企画室長： 時効になっている部分とかを調査して、その分を考えていきたいと思っております。

○成川委員長： 答弁の途中ですが、あなたは西口委員が言ったように市の立場の職員です。それで今、経営体は指定管理者に移っているのですね、その不良債権じゃないけども、その未収金の回収、これは指定管理者が努力してやっていくべきものではないのですか。

○瀧谷病院改革参与： 委員長、今言われたのは2月、3月の分なので、市の歳入になる部分でございます。その分は市の債権になりますので、これは市で回収することを考えていけないといけないと考えております。

○池田委員： 令和4年度の決算なので、おっしゃる通りだと思うのですが、これまでおそらく未収金がずっとあったと思うのですが、これまでどうしてきたのですか。

○福永病院企画室長： これまでの分については医事の担当が、再診などで窓口に来ていただいた場合に、未収金が残っていますとか、そういう形で、お声掛けさせていただいて、収めていただく努力とか、あと分割で納付をお願いするとか、そういう努力はしてございます。

○池田委員： この金額は累積ではなくて、年度ごと。

○福永病院企画室長： 累積になってございます。

○池田委員： 回収は必ずしてもらいたい。やっぱり公平にしてもらわんと困るので。市で税金で運営しているところから、放ってはないと思うんですが、簡単に扱っているような感じも見受けられるので、そこは厳しくしてもらわなかったら。例えば、自分が会社経営していてこういうことだったらどう思いますか。

○瀧谷病院改革参与： 確かにおっしゃる通りだと思います。私も以前、角谷整形の事務長をしていましたので、そのときは債権については、弁護士に徴収を委託いたしまして、督促状の発送からいろいろお願いしたことがございます。ただ現実、有田市立病院の過去の状況が、どのようになっているかよくわからないのですが、ただ単に手をこまねいているだけでは、なかなか入ってこないという部分もあるかもしれませんので、どうするかっていうのは、今後検討していきたいと考えております。

○池田委員： そうしてもらいたいけど、病院の経営なんでね、さっきもいろいろと答弁してくれたけど、僕からしたら当たり前のこと言っているなっていうだけでね。要は、今、令和4年度の決算なのでいいんやけども、令和5年度の予算に対して、どれだけその予算に近づいた経営ができるかどうかだと思うんよ。要は結果論だと思うのでね。その辺が一番大事

だと思っていて、今もう何を言ったところで、来年の決算で、どうなっているのかっていうのが一番大事なところで、その未収金があるのに、こういう病院の経営状態で、たぶん1,000万ぐらい個人で。その1,000万のいただけるお金を、真剣に取りに行かないということは、やっぱり経営している立場として、真剣さがない。税金だから。その辺、意識を切り替えて、次は指定管理にしているんで、向こうに頑張ってもらわないといけないけど、この令和4年度は市なんで、ここは確実に努力していってほしい。よろしくをお願いします。

○成川委員長： ほかにございませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 ( 認定 )

閉会 午前11時41分